

「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現 に向けた提案・要望

分野別提案・要望

分野1 安心・安全を広げる分野

子育て支援の充実

要望先：内閣府・総務省・文部科学省
厚生労働省・国土交通省

県担当課：少子政策課・国保医療課・健康長寿課・住宅課

平成 25 年の本県の合計特殊出生率は 1.33 であり、全国で 7 番目に低く、出生数の減少が続いている。

夫婦が希望する子供の数より実際の子供の数が少ない状況が続いており、出産や子育ての希望を叶えるために、誰もが安心して子供を産み育てる環境づくりなどの少子化策が重要な課題となっている。

1 少子化対策の推進 (再掲)

内閣府・総務省・文部科学省・厚生労働省

2 保育所整備等への交付金等の充実 (再掲)

文部科学省・厚生労働省

3 保育士の処遇改善と人材確保の推進 (再掲)

厚生労働省

4 放課後児童健全育成事業の充実 (再掲)

内閣府・厚生労働省

5 乳幼児等に対する公費負担医療制度の創設

厚生労働省

地方単独事業として全都道府県において実施されている乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成について、国として統一した公費負担医療制度を創設すること。

また、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置を直ちに廃止すること。

◆現状・課題

- ・ 乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成は全都道府県で実施されており、子育て家庭の福祉の増進において大きな役割を果たしている。
- ・ しかし、各都道府県で受給者の基準や受給内容が異なっており、制度に不均衡が生じている。
- ・ また、市町村が現物給付を行う場合は、国民健康保険の国庫負担金を減額する措置がとられている。

○埼玉県の乳幼児及びひとり親家庭等医療費の助成状況

	乳幼児医療費の助成状況	ひとり親家庭等医療費の助成状況		
医療費支給対象	就学前まで	母子・父子家庭の児童及びその保護者 両親のいない児童及びその保護者		
医療費支給方法	償還払い	償還払い		
平成 27 年度予算	2, 837, 445 千円	1, 074, 866 千円		
平成 26 年度実績	受給対象者数	320, 982 人	受給対象者数	97, 936 人
	支給件数	5, 540, 864 件	支給件数	859, 691 件
	市町村支給額	5, 335, 787 千円	市町村支給額	2, 071, 384 千円
	事業費県補助	2, 634, 208 千円	事業費県補助	969, 939 千円

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 乳幼児及びひとり親家庭等に対する医療費助成が全国的に実施されていることを踏まえ、国の責任のもとに全国統一した公費負担医療制度を創設すること。
- ・ 医療費助成制度の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置は本来国が果たすべきセーフティネットを担っている地方公共団体の努力を阻害するものであり、直ちに廃止すること。

6 不妊治療に係る支援の拡充

(再掲)

厚生労働省

7 不育症に係る支援の拡充

厚生労働省

不育症についての治療費助成制度の創設、医療保険適用範囲の拡大により不育に悩む方の支援を拡充すること。

◆現状・課題

- ・ 不育症は2回以上の流産、死産、あるいは早期新生児死亡の既往がある場合をいうものであり、推計で毎年3.1万人の患者が出現している。
- ・ 不育症の中でも、原因がわかり治療方法が確立されたもの（血栓症のリスクがある患者を対象とするヘパリン在宅自己注射）については、保険適用がなされるなど、研究の成果が出ているが、原因の不明なものが多く、原因の究明と治療方法の確立が望まれる。
- ・ 医療保険適用範囲の拡大を進めるとともに、原因究明等がなされるまでの間は、助成制度の創設により、不育に悩む方への支援を行う必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 不育症について原因の究明及び治療方法の確立を図り、医療保険の適用範囲の拡大を進めること。
- ・ 医療保険が適用されるまでの間は、治療費助成制度の創設により患者負担の軽減を図ること。

8 子育て世帯向け住宅供給促進のための税制優遇等の充実（再掲）

国土交通省

児童虐待防止対策の充実

要望先: 厚生労働省

県担当課: こども安全課

県内の児童相談所で受け付けた児童虐待通告件数は、急増しており、平成 25 年度には、過去最高の 5,358 件に達し、さらに全国においては深刻な事例も後を絶たない。

虐待を受けた子供については、その保護だけにとどまらず、その後のケア、養育への支援や親子関係の修復に向けた支援体制の整備が喫緊の課題である。

また、児童福祉施設に係る職員配置や措置費については、児童の社会的養護の実態を踏まえた見直しが求められている。

1 児童養護施設等の職員配置基準及び措置費の見直し

厚生労働省

児童養護施設等が、被虐待児童等処遇に特別の配慮を要する児童の入所増に対応するため、独自に基準を上回る職員を配置するなど、過重な負担を強いられている実態を踏まえ、職員配置基準を見直すこと。

乳児院については、重篤な疾患や障害のある児童の安全な受入体制の構築が緊急の課題であることから、看護師や保育士の重点的配置により、常時、適切な医療的ケアの提供が可能となる配置基準を創設すること。

措置費については、社会的養護の実態を踏まえ更なる改善を進めること。

◆現状・課題

(1) 児童養護施設等の職員配置基準の見直し

- 児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では、虐待やDVを受け心に深い傷を持つ児童等の入所が増え、個別のきめ細かな処遇が求められている。また、知的障害や発達障害、精神障害のある児童等の入所により、専門的な知識・技術、適切な心理的ケア及び医療的ケアのほか、施設退所後のアフターフォローが求められている。
- 職員の配置基準は、厚生労働省令「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の一部改正（平成 23 年 6 月 17 日付け及び平成 24 年 5 月 31 日付け）で見直しが行われたものの、十分な見直しには至っておらず、現場の実態とは乖離し職員の負担が限界に達している。

○児童養護施設等の職員配置基準

施設種別	職 種	国が定める職員配置基準		要望
児童養護施設	児童指導員・保育士	2歳未満児	1.6 : 1	—
		2歳～3歳 未満児	2 : 1	
		年少児	4 : 1	
		その他	5.5 : 1	
情緒障害児 短期治療施設	児童指導員・保育士	4.5 : 1		3 : 1
	セラピスト	10 : 1		
児童自立支援 施設	児童自立支援専門員等	4.5 : 1		3 : 1
	看護師	—		各施設 1人
母子生活支援 施設	母子支援員	20世帯以上 3人		4人
	少年指導員	20世帯以上 2人		4人

○埼玉県内施設における職員配置の状況

(平成26年4月1日現在)

施設種別	職員数 (人) (施設合計)			職員1人当たり 児童数等
児童養護施設 (本体施設) 民設 17 施設	国基準	児童指導員・保育士	193	5.02
	現員(常勤)	児童指導員・保育士	302	3.21
情緒障害児 短期治療施設 民設 1 施設	国基準	児童指導員・保育士	11	4.36
		セラピスト	5	9.60
	現員(常勤)	児童指導員・保育士 セラピスト(常勤) セラピスト(非常勤)	13 4 2	3.69
児童自立支援施設 県立 1 施設	国基準	児童自立支援専門員等	17	4.50
	現員(常勤)	児童自立支援専門員等	31	2.48
母子生活支援施設 民設 2 施設	国基準	母子支援員	5	20世帯施設 1人 6.7世帯
		少年指導員	3	1人 10世帯
	現員(常勤)	母子支援員	6	20世帯施設 1人 5世帯
		少年指導員	4	1人 10世帯

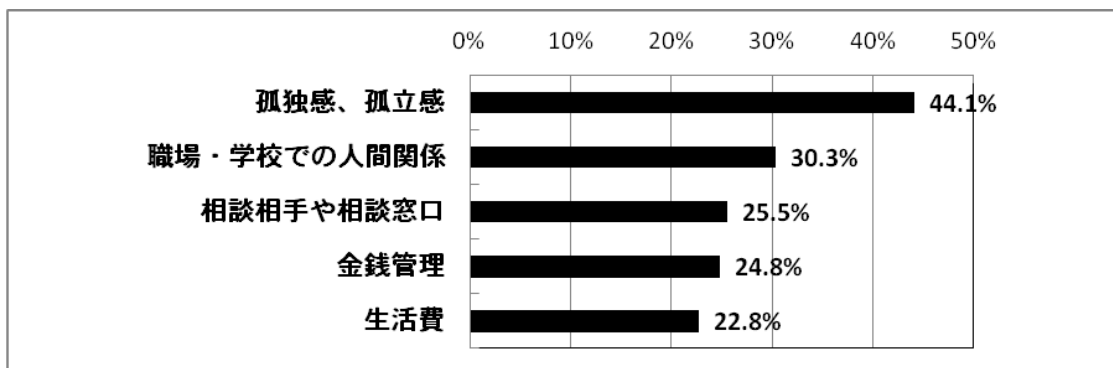
○児童養護施設及び乳児院の被虐待児童等入所割合

(県内施設：平成26年3月1日現在)

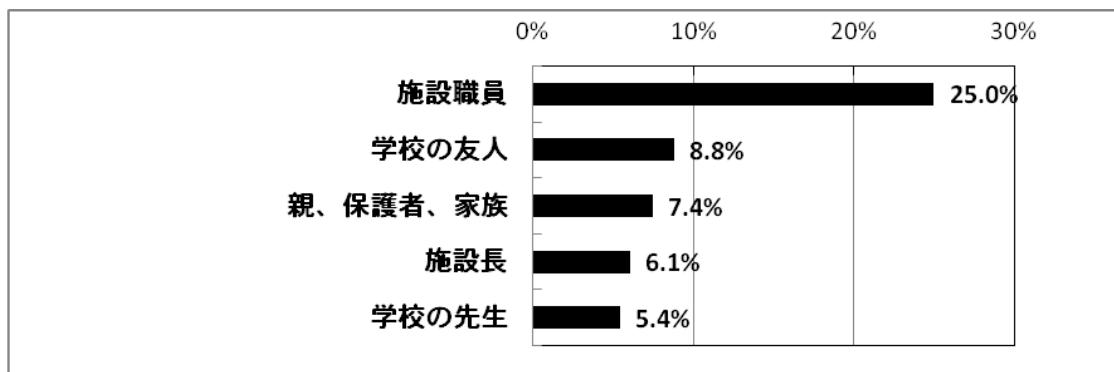
施設種別	被虐待	知的障害	発達障害
児童養護施設	61.0%	10.9%	10.4%
乳児院	35.9%	2.6%	0%

○平成 25 年 1 月「埼玉県における児童養護施設等退所者への実態調査」

- 施設退所直後にまず困ったこと(複数回答有り)
施設を退所した直後に「まず困ったこと」は、「孤独感、孤立感」、「職場・学校での人間関係」、「相談相手や相談窓口」が多い。



- 施設退所直後に困ったとき、主に誰に相談したか(複数回答有り)
施設を退所した直後の困ったときの相談相手は、「施設職員」が最も多く、次いで、「学校の友人」が多い。



(2) 乳児院における常時医療的ケア体制の整備について

- 「乳児院」においては、重篤な病気や障害のある児童の入所要請に対して、常時医療的ケアを提供できる乳児院の設置が求められている。

○乳児院病虚弱等児童加算費対象児童数の推移(各年度月初日加算対象児童延べ件数)

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
件数	400件	399件	563件	568件	645件	636件※

※平成 25 年度の入所児童に占める加算対象児童割合
〔636 件 / (定員 199 人 × 12 月)〕 × 100 = 26.6%

○常時医療的ケアの提供を可能とする看護師・保育士の体制の状況

(例：入所定員 30 人のうち医療的ケアを必要とする乳児の受入枠 4 人の場合)

看護師	国基準	→	看護師を常置するため必要となる人数	現員数
	4人		8人	10人
保育士	国基準		保育士を常置するため必要となる人数	現員数
	13人		21人	23人

(現員数は平成 26 年 4 月 1 日現在の常勤人数)

(3) 措置費の見直しについて

- ・ 「乳児院」では障害児や病虚弱児が増加しているが、家庭での養育は困難であり、障害児施設等への入所にも制約がある。入所時点では2歳未満であっても、2歳以上になると措置費の一般保護単価が下がるため財政負担が増加している。

○一般分保護単価（定員30人、地域区分6/100の場合）

2歳児未満用 月額 425,810円

2歳児用 月額 382,280円

3歳児以上用 月額 275,230円

○乳児院病虚弱等児童加算費

月額 95,820円

- ・ 「児童養護施設」では、知的障害や発達障害のある児童が年々増加する傾向にあるが、専門的機能を有する施設での受入れが難しいため、児童養護施設が受け入れざるを得ず、職員の負担が増している。

○児童養護施設の療育手帳所持者及び特別支援学級児数等の推移

	平成25年度	平成26年度
療育手帳所持者	92名 (6.74%)	103名 (7.84%)
特別支援学級児 (小学生)	83名 (6.09%)	85名 (6.47%)
特別支援学級児 (中学生)	52名 (3.81%)	56名 (4.26%)
特別支援学校通学児	67名 (4.91%)	73名 (5.56%)

※ () 内は各年度4月1日現在の児童現員数に占める割合

【平成25年度現員数1,364名、平成26年現員数1,314名】

◆提案・要望の具体的内容

(1) 児童養護施設等の職員配置基準の見直し

- ・ 児童養護施設の直接処遇職員（児童指導員・保育士）配置基準は、3歳児以上3：1とすること。
- ・ 児童養護施設の個別対応職員、心理療法担当職員及び家庭支援専門相談員は、施設規模に応じた複数配置を認めること。
- ・ 情緒障害児短期治療施設の職員配置基準は、直接処遇職員（児童指導員・保育士）を3：1、セラピストを5：1とすること。
- ・ 児童自立支援施設の職員配置基準は、児童自立支援専門員等を3：1とするとともに、看護師の配置を認めること。
- ・ 母子生活支援施設の母子支援員及び少年指導員の職員配置基準は、20世帯以上ではそれぞれ4人とすること。
- ・ 児童養護施設等において、退所者の相談、自立のための生活支援・就労支援や関係機関との連携などのアフターケアを専門に担当する職員を創設すること。

(2) 乳児院における医療的ケア体制の整備について

- ・ 常時医療的ケアを実施する乳児院（1か所）では、その提供を可能とする看護師・保育士の配置基準（入所定員30人の場合：看護師8人、保育士21人）を創設すること。

(3) 措置費の見直し

- ・ 児童養護施設等の養育の担い手である職員の過重な就労実態を改善するため、措置費の人件費部分について更なる改善を進めること。
- ・ 「乳児院」において入所児童の年齢に関係なく支弁される「乳児院病虚弱等児童加算費」を増額し、障害児や病虚弱児の長期入所に対応すること。
- ・ 「児童養護施設」では知的障害や発達障害を抱える児童が年々増加し、職員の処遇に困難を来していることから、新たに「知的障害児・発達障害児受入加算費」を創設すること。

2 児童相談所職員配置基準の見直しと財政上の措置

厚生労働省

急増する児童虐待相談等に適切に対応できる体制を整備するため、児童福祉司の配置基準を児童虐待相談対応件数や地域特性などを勘案して抜本的に見直すこと。


また、児童心理司について、十分な配置が可能となるよう、少なくとも児童心理司：児童福祉司＝2：3以上を目安に配置基準を明確にすること。

以上については、必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 児童福祉法施行令では、「児童福祉司の担当区域は、(中略)人口おおむね4万から7万までを標準として定める」と規定されている。また、地方交付税における標準団体(人口170万人)ベースでの児童福祉司の措置人員は36人(=4.7万人に1人)とされている。
- ・ とともに、人口のみを基礎としているが、施行令の規定はあいまいであり、また、人口1万人当たりの児童虐待相談対応件数は、少ない県と多い県では3倍以上の差があるなど実際の業務量を反映していない。
- ・ 児童心理司は、児童虐待相談等への対応において、児童福祉司とともにその中核的役割を担う重要な専門職員である。
- ・ 児童虐待防止法第11条には、児童虐待を行った保護者に対する指導について、親子の再統合の配慮等の下に適切に行われなければならないと規定されており、児童虐待相談が急増する中、子供の心のケアを担う児童心理司の役割はますます重要になっている。
- ・ 児童福祉司については、地方交付税上、一定の基準が示され、財源の手当てがされているが、児童心理司については、配置基準の設定や財源の手当てがなされておらず、児童相談所を設置する地方公共団体の努力に依存している。

○人口1万人当たりの児童虐待相談対応件数

埼玉県(さいたま市を含む。)	7.1件	 3.3倍
人口の少ない3県平均(高知県、島根県、鳥取県)	2.1件	

○地方交付税の単位費用算定基礎における児童福祉司の積算内容と本県の状況(平成26年度)

配置基準	人口170万人当たり	36名
本県	人口170万人当たり	39.4名

○本県における児童心理司の配置状況(平成26年度)

児童心理司配置数	40名
児童心理司1名当たり管轄人口	150,880名

◆参考

- ・ 厚生労働省雇用均等・児童家庭局が主催した「今後の児童家庭相談体制のあり方に関する研究会」は、平成 18 年 4 月に報告書を出し、その中で「少なくとも児童心理司：児童福祉司＝2：3 以上を目安に、さらには児童心理司：児童福祉司＝1：1 を目指して配置すべきである。」としているが、その後、具体化されていない。

3 市町村職員の配置基準の明確化と財政上の措置

厚生労働省

急増する児童虐待相談等に適切に対応できる体制を整備するため、市町村の相談担当窓口及び要保護児童対策地域協議会の担当職員として有資格常勤職員の配置ができるよう、配置基準を明確にし、必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 平成 17 年 4 月から児童福祉法の改正により市町村も児童虐待を含めた児童家庭相談に応じることが市町村の義務として明文化されている。
- ・ また、市町村には児童虐待のための組織として要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務とされ、児童虐待の未然防止・早期発見を中心とした積極的な取組が求められている。
- ・ 国は市町村児童家庭相談援助方針において、必要な職員の確保と児童福祉司等の有資格者の配置を整えるよう促している。

○市町村の要保護児童対策地域協議会調整機関における専門職(※)の配置状況
(平成 26 年度)

児童福祉司有資格等専門職の配置数 40 市町 96 名

※専門職 児童福祉司有資格者、保健師、助産師、看護師、保育士、教員資格、
児童指導員(児童福祉法施行規則第 25 条の 28)

○市町村における児童相談件数(平成 25 年度、さいたま市を除く)

11,584 件 うち、虐待相談件数 3,187 件

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 市町村に児童福祉司任用資格を有する職員等専門職を配置するための基準の明確化と財源確保を行うこと。

◆参考

- ・ 地方交付税における職員配置 (平成 26 年度)
標準団体行政規模 10 万人
職員配置 児童福祉費の中の児童福祉共通費で 3 人 (平成 25 年度から 1 人減)

児童の生命を守るため、消防法で設置義務のない児童養護施設にスプリンクラー設備を全て設置することができるよう、国庫補助単価の引上げや国庫補助適用対象の弾力化など、必要な財源の確保や補助制度運用の見直しを行うこと。

◆現状・課題

- ・ 児童養護施設は、消防法上、延床面積が6,000m²以上の建築物でなければ、スプリンクラー設備を設置する義務はない。
 - 児童養護施設（県立施設を除く）
 - 設置義務あり 1施設 設置義務なし 16施設（全て未設置）
- ・ 児童養護施設には、自己で判断が難しい未就学児童、小学校低学年児童や、発達障害を伴うなど処遇に特別な配慮を必要とする児童も入所している。
- ・ 施設では、人的体制が最小限となる夜間に火災が発生した場合、初期消火や避難誘導に困難を伴うことが予想される。
- ・ スプリンクラー設備の設置には、多額の費用負担が必要であり、施設を運営する社会福祉法人の経営を著しく圧迫することになってしまう。
- ・ 社会的養護を推進するため、現在、各施設では小規模化を進めているが、国庫補助の対象となるのは全体改修を行う場合に限られ、施設改修が部分的にとどまる場合、補助の対象外となる。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 施設で万が一火災が発生した場合、被害を最小限に抑える消火設備として、スプリンクラー設備は有効であることから、全ての児童養護施設において、設備が早期に設置できるよう必要な措置を講ずること。
- ・ 現行の国庫補助の単価は、他の福祉施設の補助単価と比較して著しく低額であることから引上げを行うこと。
- ・ 国庫補助の対象となる施工範囲について、施設全体のみならず部分的な範囲の施工を補助対象と認めるなど弾力的な適用を認めること。
- ・ 施設改修に伴う設備設置には加算措置を講じること。
- ・ 以上が実現できるよう必要な財源の確保や補助制度の運用の見直しをすること。

（次世代育成支援対策施設整備交付金）

国庫補助単価 6,000円/m² → 16,000円/m²

◆参考

- ・ 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金 : 18,000円/m²
- ・ 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金 : 12,900円/m²

○スプリンクラーが未設置の類似施設での火災発生状況

- ・ 平成25年2月10日
 - 新潟市 共同生活援助事業所（障害者グループホーム） 死者1名
- ・ 平成25年2月8日
 - 長崎市 認知症高齢者グループホーム 死者4名 負傷者8名

子供の貧困が世代を超えて連鎖することを防止するため、児童養護施設等の子供が大学や専門学校等の高等教育機関に進学できるよう、在籍児童の学習支援及び高等学校等の修学に係る費用並びに退所者の大学等の進学に係る費用につき、所要の財政措置を講じること。

◆現状・課題

- ・ 児童養護施設の子供の高等学校等卒業後の進路については、卒業生全体に比べ、大学や専門学校等への高等教育機関への進学者の割合が著しく低くなっている。
- ・ これは、高等教育段階においては、授業料等に加え、住居費等の経済的な負担が大きく、意欲と能力のある学生等も、家庭・経済的状况から進学を諦めている現状があるためである。
- ・ 高等学校等の修学時に必要な学習支援が受けられないこと、通学費用の手当てが十分でなく進学先が限定されること等も原因と考えられる。
- ・ なお、本県が平成26年6月に実施した「児童養護施設退所児童の大学進学及び住居の確保に係る実態調査」では、大学等進学希望者の4人に1人が住居の確保が難しいという理由により進学を諦めている。

○ 児童養護施設の子供の大学等進学率（平成25年度）

	全 体	児童養護施設の子供
全国	70.2%	22.7%
本県	81.0%	13.9%

- 過去5年間に住居が確保できずに進学を諦めた児童
進学希望者91人のうち25人（27.5%）

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 高校生の通学費用や部活動、学習塾等を利用した場合の月謝に要する費用等を支援すること。
- ・ 高等教育機関に進学した子供に対して、住居を確保するための費用等の支援をすること。

◆参考

- ・ 平成26年度 就職支度費保護単価
一般分 79,000円 特別基準 189,510円

高齢者が安心して暮らせる社会づくり

要望先：厚生労働省・国土交通省

県担当課：高齢者福祉課・地域包括ケア課・住宅課

本県では、10年後の平成37年には団塊の世代が後期高齢者の仲間入りをし、75歳以上の方が約118万人となり、医療や介護の需要がますます増加することが見込まれる。

そこで、全ての高齢者が必要なサービスを利用できるよう、高齢者が安心して暮らせる社会づくりを行う必要がある。

1 定期巡回・随時対応サービスの普及促進

厚生労働省

定期巡回・随時対応サービスの普及がより一層進むよう、人員基準の緩和や適切な報酬の実現、サービスに関する啓発を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 本県では、後期高齢者数が、平成22年の約59万人から平成37年に約118万人と倍増することが見込まれる。
- ・ 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。
- ・ 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスである。
- ・ 本県では、このサービスが全ての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。
- ・ 平成27年度の介護報酬改定では、総合マネジメント体制強化加算の創設や通所介護等とのサービス併用時の減算額の見直しなどの改善があったが、訪問看護に関しては一体型事業所のサービス提供体制の見直しのみで、引き続き課題がある。
 - 一体型事業所において、訪問看護の利用者がいなくても人材確保の困難な看護職員を常勤換算2.5人以上配置しなければならない。
 - 連携型事業所において、訪問看護分の介護報酬額が低い。
- ・ ケアマネジャーなど介護専門職の理解不足、利用者である高齢者やその家族の施設志向等により、既存事業所の利用者が伸び悩んでいる。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 看護職員に係る人員基準について、利用者数に応じた段階制にするなど緩和すること。この場合、サービスの質を確保するため、基準を下回ったときの減算措置等を講ずること。
- ・ 次期の介護報酬改定に向けて訪問看護、特に連携型事業所との提携の障壁となっている介護報酬額などの課題を把握し、適切な報酬とすること。
- ・ このサービスの実態について介護専門職への正確な理解を促進するとともに、在宅生活全般を支えるサービスであることを、広く国民に普及啓発すること。

2 宿泊デイサービスの法整備

厚生労働省

指定通所介護事業所等が介護保険制度外の自主事業として実施する宿泊サービスについて、利用者の安全や処遇の水準が確実に確保されるよう、人員、設備、運営等の基準を法令で規定すること。

◆現状・課題

- 本県が平成 25 年 12 月に行った調査によると、宿泊デイサービスの実施事業所は拡大している。

調査時点	実施事業所の割合
平成 23 年 2 月	9.2%
平成 25 年 12 月	14.2%

- その一方、以下のように宿泊環境等が十分でない状況も確認されている。

1 人当たりの就寝スペース	最小 1.65 m ²
男女相部屋	59.8%
自動火災報知器未設置	29.9%
契約書不備	17.1%
サービス提供計画未作成	27.3%
1 回当たりの利用日数の制限なし	78.6%
- 本県では利用者の安全と処遇水準の確保のため、平成 26 年 3 月に人員、設備、運営等の基準を定めた県独自の指針を策定し、この指針に基づいて事業者指導を行っているが、十分な指導を行うには法的根拠が必要である。
- 国は事業開始の届出と事故報告を厚生労働省令で義務付けたが、人員等の基準については指針が示されたに止まっている。

◆提案・要望の具体的内容

- 現在、指定通所介護事業所等が介護保険制度外の自主事業として実施している宿泊サービスについては、事業開始の届出と事故報告が厚生労働省令で義務付けられたが、利用者の安全や処遇の水準が確実に確保されるよう、人員等の基準についても、指針ではなく法令で規定すること。

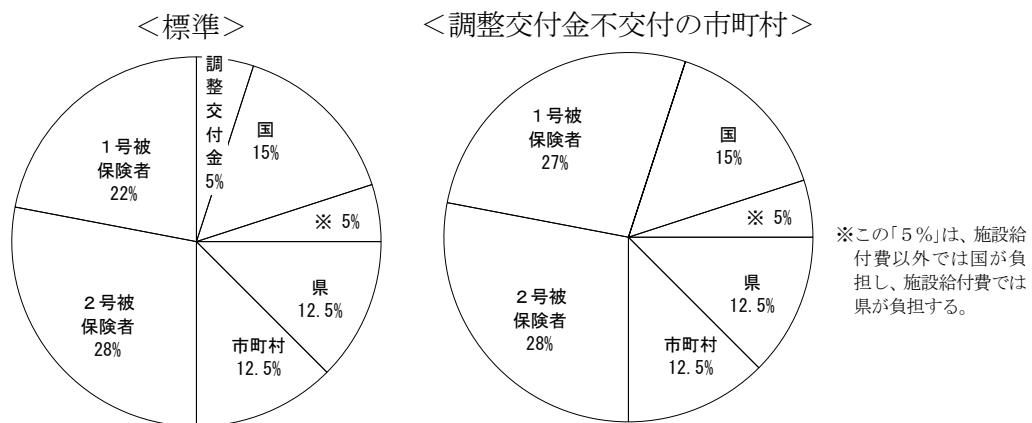
第一号被保険者の負担が過重とならないよう、国は、全市町村に対し介護給付費の25%（20%）を負担し、調整交付金は外枠の制度とすること。

所得に応じた介護保険料となるよう、低所得者層の段階の細分化、定率制の併用等、保険料の段階をきめ細かなもののできる賦課方式に見直すこと。

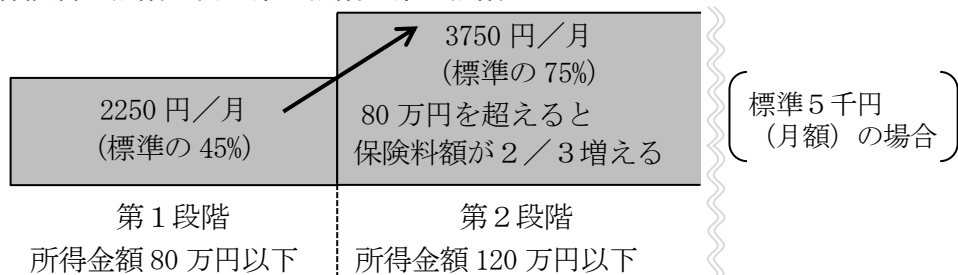
◆現状・課題

- ・ 介護保険法により、国は給付費の25%（施設給付費は20%）を負担することとされている。しかし、給付費の5%相当分は、調整交付金として後期高齢者等の人口比率や第一号被保険者の所得状況などに応じて市町村ごとに増減されている。
- ・ 調整交付金が減ぜられた場合、その分は第一号被保険者の保険料で賄うこととなり、例えば不交付（調整交付金額0円）の保険者の第一号被保険者は標準（調整交付割合5%）の場合よりも約22.7%高い保険料を負担しなければならない。
- ・ なお、平成25年度の本県の普通調整交付金の平均交付割合は、全国最低水準の1.78%（調整率加算前）である。
- ・ 仮に、平成25年度の本県の普通調整交付金の平均交付割合が5.00%であった場合、普通調整交付金額は第一号被保険者1人あたり582円（月額）となる。これは、本県の介護保険料の平均額（4,506円：第5期）の12.9%に相当する。
- ・ 住民税非課税者の保険料の段階については、全国一律の設定としなければならないため、市町村が段階を細かくする等の対策を講じることができない。（住民税課税の高齢者の保険料については、市町村で細分化することができる。）
- ・ そのため、保険料の設定については、段階の境界付近では、所得の少ない者よりも多い者の方が、所得から保険料を差し引いた残りの額が少なくなるという状況が生じている。

○介護給付費の負担割合



○介護保険料の段階＜例：第1段階と第2段階＞



◆提案・要望の具体的内容

- ・ 第一号被保険者の負担が過重とならないよう、国は、全市町村に対し介護給付費の25%(20%)を負担し、調整交付金は外枠の制度とすること。
- ・ 所得に応じた介護保険料となるよう、低所得者層の段階の細分化や定率制の併用等、保険料の段階をきめ細かなもののできる賦課方式に見直すこと。

4 低所得者対策の充実

厚生労働省

低所得者の利用者負担分を軽減する仕組みの一つである補足給付の対象サービスを、認知症高齢者グループホーム等の居住費を伴うサービス全般に拡充すること。

また、社会福祉法人が提供するサービスの利用者に限られている利用者負担軽減事業についても、サービス提供主体を限定することなく、低所得者が等しく利用者負担の軽減を受けられるよう国の制度として整備すること。

◆現状・課題

- ・ 補足給付は、低所得の入居（入所）者が居住費や食費について受ける給付であるが、認知症高齢者グループホームや特定施設入居者生活介護等の利用者は対象外である。
また、国庫補助事業である社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度は、サービスの提供主体が社会福祉法人または市町村でない場合には、軽減措置を受けることができない。
- ・ このため、同程度の所得でありながら、利用するサービスが、施設サービスか居宅サービスか、社会福祉法人によるものか、営利法人等によるものかで利用者の負担が異なるという問題がある。

○利用者負担の比較<第2段階> 単位：円／月(30日間)

	グループホーム	特別養護老人ホーム	
		社福軽減なし	社福軽減あり
居住費	42,700	24,600	24,600
光熱水費	14,500		
食材料費	35,600	11,700	11,700
利用料(1割分)	15,000	15,000	15,000
社福軽減事業	—	0	△9,075
計	107,800	51,300	42,225

※平成27年度介護報酬改定前

「利用料(1割分)」：単身世帯で高額介護サービス費適用の場合

「グループホーム」：厚生労働省全国調査(平成21年10月)(百円単位)

「特別養護老人ホーム」：ユニット型利用での上限額

「社福軽減事業」：社会福祉法人による利用者負担額軽減制度

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 低所得者の利用者負担分を軽減する仕組みの一つである補足給付の対象サービスを、認知症高齢者グループホーム等の居住費を伴うサービス全般に拡充すること。
- ・ 社会福祉法人・公営の利用者に限られている利用者負担軽減事業についても、サービス提供主体を限定することなく、営利法人等によるサービスであっても低所得者が等しく利用者負担の軽減を受けられるよう国の制度として整備すること。

5 地域医療介護総合確保基金の拡充 【新規】

厚生労働省

国の基金事業である地域密着型サービス施設等の整備への助成や、介護施設の開設準備経費等への支援について、基金の拡充を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 地域医療介護総合確保基金による地域密着型サービス施設等の整備への助成や、介護施設の開設準備経費等への支援は、国が医療・介護サービスの提供体制改革を推進するために新たに創設した基金に基づき、平成27年度から実施されているものである。

○地域密着型サービス施設等の整備への助成

- ・ 補助対象 小規模な介護施設等の整備費
- ・ 補助率(負担) 国2/3 県1/3
- ・ 補助単価 地域密着型特養(定員29人以下) 427万円/1床
認知症高齢者グループホーム 3,200万円/1施設
小規模多機能型居宅介護事業所 3,200万円/1施設 等

○介護施設の開設準備経費等への支援

- ・ 補助対象 施設開設前6か月の開設前の看護・介護職員等の雇上げ経費、職員募集経費など職員確保のための経費など開設準備経費
 - ・ 補助率(負担) 国2/3 県1/3
 - ・ 補助単価 62万1千円/定員1人
- ・ 小規模な介護施設等については、市町村が、地域密着型のサービスとして介護が必要な高齢者が住み慣れた地域で暮らすために中学校区など日常生活圏内に計画的に整備するものである。
 - ・ 上記の補助事業は、小規模な介護施設の開設者にとっては初期投資が抑えられ、また早期に人材の確保に取り組めることから、施設整備を促進するために効果的な補助制度である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 平成28年度以降も切れ目ない施設整備を行うために、必要な整備が行えるよう基金の拡充を行うこと。

認知症グループホームにおける夜勤職員の負担が大きいことから、夜勤職員の加配が進むよう、必要職員数の実態を踏まえ、夜勤職員配置加算を増額すること。

◆現状・課題

- ・ 認知症高齢者が増加する中、認知症ケアに特化したサービスを行う認知症グループホームは今後ますます重要である。

	平成 26 年	平成 27 年
本県の認知症高齢者 (推計値)	約 24.8 万人	約 40 万人

- ・ 認知症グループホームが安定的に運営されるためには、専門的なケアを担える職員の確保・定着が不可欠であるが、認知症グループホームではその性質上、特に夜間における職員の負担が大きくなっており、本県が事業所に行った聞き取り調査では、2割の施設で十分な休憩時間が確保できていない。
- ・ 夜勤職員を1名増員するには、勤務シフトを考慮すると事業所全体で少なくとも2名を雇用する必要があるが、現在の夜勤職員配置加算では必要な人数を雇用できない。
- ・ 平成 27 年度の介護報酬改定では、加算金額に変更はない。

2 ユニット (18 人) のグループホームの加算額 (年間)	1,642,500 円
---------------------------------	-------------

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 認知症グループホームにおける夜勤職員の負担が大きいことから、夜勤職員の加配が進むよう夜勤職員配置加算を増額すること。夜勤職員を1名増員するには、勤務シフトを考慮すると事業所全体で少なくとも2名を雇用する必要があるため、見直しに当たってはこうした実態も踏まえ、確実に職員を雇用できる加算額とすること。

サービス付き高齢者向け住宅の登録を地域バランスに配慮されたものとするため、登録が過度に進んでいる地域については、市町村の意見を反映し、新規の登録を抑制することができるよう、登録制度を改正すること。

◆現状・課題

- ・ 本県のサービス付き高齢者向け住宅の登録戸数は、平成 27 年 3 月末現在で 10,292 戸となっており、埼玉県高齢者居住安定確保計画に定める供給目標（平成 28 年度までに 9,000 戸）をすでに上回っている。
- ・ 特に、建設用地を確保しやすい県北部地域における登録戸数が増加している。
平成 27 年 3 月末現在の県北部地域における登録戸数は 1,558 戸であり、さいたま市（1,724 戸）に次いで 2 番目に多い地域となっており、登録戸数の対高齢者人口比は県内で最も高くなっている。（県北部地域は約 1.19%、全県平均は約 0.60%）
- ・ 県北部地域の市町においては、高齢者の転入が増加することにより、介護・医療等のサービスを供給することが困難となることが懸念されている。
埼玉県町村会から、「県が登録を行う際、地域バランスに配慮した供給となるよう登録するとともに、こうした町村の意見が反映されるよう登録要件を見直されたい」との要望書が平成 25 年 10 月、県に提出されている。

地域名	高齢者人口 (H27.1.1現在) (A)	登録戸数 (H27.3.31現在) (B)	高齢者人口と 登録戸数の対比 (B)／(A)
南部地域	163,309	1,117	0.68%
南西部地域	154,469	1,032	0.67%
東部地域	269,308	1,489	0.55%
さいたま地域	272,397	1,724	0.63%
県央地域	132,927	575	0.43%
川越比企地域	202,955	1,211	0.60%
西部地域	198,706	901	0.45%
利根地域	172,577	622	0.36%
北部地域	130,680	1,558	1.19%
秩父地域	31,989	63	0.20%
合計	1,729,317	10,292	0.60%

- ・ 県では、埼玉県高齢者居住安定確保計画において、市町村ごとの登録戸数の上限を定め、登録を抑制することができるか、国と意見交換しながら検討してきた。
しかし、住宅の数を増やすことを目的とする現行の法制度のもとでは、登録を規制することは想定されておらず、極めて難しいとの見解に至っている。
- ・ 地域における医療や介護サービスとのバランスがとれた住宅の供給を促進するため、登録にあたり市町村の意見が反映されたものとなるよう、制度改正が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 市町村が、サービス付き高齢者向け住宅の必要量等を明示した高齢者居住安定確保計画を定めることができるよう、高齢者の居住の安定確保に関する法律を改正すること。
- ・ 市町村の高齢者居住安定確保計画に定める必要量を超える登録申請があった場合、市町村の同意を登録要件とし、地域バランスに配慮されたものとなるよう、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく登録制度を改正すること。
- ・ スマートウェルネス住宅等推進事業補助金については、上記の市町村の同意を補助金交付の要件とするよう、補助金交付要綱を改正すること。

介護人材確保対策の推進

要望先：厚生労働省

県担当課：高齢者福祉課・社会福祉課

本県では急速な高齢化により介護サービスに対する需要は今後更に高まることが見込まれている。しかし、労働環境の厳しさなどから他産業と比べ介護分野の離職率は高く、安定的な人材の確保が難しい状況にある。

介護現場において質の高い人材を確保し定着を図ることがこれまで以上に重要となっている。

1 介護職員の確保・定着に向けた取組の強化

厚生労働省

介護職員の確保・定着を促進する施策を継続できるよう平成28年度以降も財政的措置を引き続き図ること。

また、処遇改善加算の対象を介護現場で働く全ての職員に拡大するとともに、他業種との賃金格差を解消するために介護職員の給与を大幅に引き上げることができるよう介護報酬とは別に措置すること。

さらに、資格、経験、能力を反映した適切な給与体系の確立や介護報酬の一定割合を給与に充てることを明示した「事業所指導指針」を策定すること。

◆現状・課題

- 介護職員は他産業に比べ給与額が低く離職率が高い状況が続いている。今後の急速な高齢化に対応するためにも介護職員の確保・定着を継続して図っていく必要がある。

- 給与額等比較表（厚生労働省 平成26年賃金構造基本統計調査）

区 分		年齢	勤続年数	給与額 ※	
全 労 働 者	男	42.9 歳	13.5 年	365.7 千円	
	女	40.6 歳	9.3 年	255.6 千円	
福 祉 職 員	福祉施設職員	男	36.2 歳	5.4 年	233.4 千円
		女	41.2 歳	5.9 年	212.8 千円
	ホームヘルパー	男	39.0 歳	4.1 年	229.8 千円
		女	46.6 歳	5.9 年	212.8 千円

※ 「きまって支給する現金給与額」

- 介護職員の離職率(平成25年度)

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県
16.6%	18.9%	15.6%	14.0%

(介護労働実態調査：(財)介護労働安定センター) (雇用動向調査：厚生労働省)

- 介護報酬の改定

平成18年度改定率 Δ 2.4%
平成21年度改定率 +3.0% (人材確保・処遇改善の観点から加算を導入)
平成24年度改定率 +1.2% (介護職員処遇改善加算等を新設)
平成27年度改定率 Δ 2.27% (介護職員処遇改善加算の新たな上乗せを創設)

- 国の雇用創出基金等を活用した施策
 - ・ 介護職員養成確保事業（平成 21 年度～25 年度）
介護の資格を持たない人を雇用し職場での実務研修の実施及び介護職員初任者研修課程(平成 24 年度までは訪問介護員 2 級課程)を修了させる施設を支援。
 - ・ 介護人材確保定着推進事業(平成 24 年度～25 年度)
介護福祉士等の有資格者を新たに雇用し実務研修を実施する施設を支援。
 - ・ 介護職員確保定着事業（平成 25 年度～26 年度）
介護の資格を持たない人を雇用し職場での実務研修の実施及び介護職員初任者研修課程を修了させる起業後 10 年以内の介護事業を行う法人を支援。
 - ・ 介護人材確保促進事業（平成 26 年度）・介護職員雇用推進事業（平成 27 年度）
介護の資格を持たない人を雇用し職場での実務研修の実施及び介護職員初任者研修課程を修了させる事業者を支援。
- 介護キャリア段位制度
介護職員の資格、経験、能力を評価する仕組みとして「介護キャリア段位制度」が既にあるが、現状では普及していない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 介護現場の実情に応じた職員の確保・定着施策を継続できるよう地域医療介護総合確保基金等平成 28 年度以降も必要な財政的措置を講ずること。
- ・ 処遇改善加算の対象を介護現場で働く全ての職員に拡大するとともに、他業種との賃金格差を解消するために介護職員の給与を大幅に引き上げることができるよう介護報酬とは別に措置すること。
- ・ 「介護キャリア段位制度」等を反映した適切な給与体系の確立や介護報酬の一定割合を給与に充てること等を盛り込んだ指導のための統一的な指針を策定すること。

経済連携協定に基づき来日した外国人介護福祉士候補者全員について、日本滞在中の国家試験受験回数を2回まで可能とすること。

また、あわせて外国人介護福祉士候補者受入施設に対する補助制度の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・ 外国人介護福祉士候補者は、受入施設で就労・研修しながら日本語を習得し、介護福祉士国家試験を受験するが、受験には原則として日本で3年の実務経験が必要で、かつ来日から4年以内に試験に合格しなければならない。合格した場合は引き続き介護福祉士として就労可能であるが、不合格の場合は帰国となる。
- ・ 現行制度では、国家試験に不合格となった場合に、試験の得点が一定の水準以上であることなど5つの条件を満たす場合に限り、特例的に滞在期間を1年間延長することができる。
- ・ また、来日後の受入施設に対する経済的支援は、日本語習得等の学習支援のための経費補助だけであり、家賃・初度生活用品に係る費用など施設側の負担は大きい。
- ・ このため、①実際の受入数が受入枠を満たしていない(平成26年度の受入枠各国300名に対し、受入数はフィリピン147名・インドネシア146名・ベトナム117名)。②施設側としても負担が大きく積極的な受入れが進んでいないのが実情である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 介護福祉士試験受験機会を拡大することにより、就労・研修希望者が増加し、質の高い人材の受入れが可能になるという好循環を生み出すため、来日期間中に全員が少なくとも2回は受験できるような仕組みに変更すること。
- ・ 受入施設の研修担当者に対する諸手当に係る補助限度額の増額や、家賃・初度生活用品への補助の新設等、受入施設に対する補助制度を拡充すること。

◆参考

<現在の補助制度>

○外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業(国庫10/10)

補助対象経費	補助限度額
1 受入施設における候補者の学習支援に係る経費	候補者1人当たり 235千円
2 受入施設の研修担当者の活動に対する支援に係る経費	1受入施設当たり 80千円

<これまでの受入実績>

○全国の状況（平成 27 年 3 月時点 累計受入人数 1,517 名）

年度	区分	フィリピン	インドネシア	ベトナム
H20	就労	—	104 名(53 施設)	—
H21	就労	190 名(92 施設)	189 名(85 施設)	—
	就学	27 名(6 施設)	—	—
H22	就労	72 名(34 施設)	77 名(34 施設)	—
	就学	10 名(6 施設)	—	—
H23	就労	61 名(33 施設)	58 名(29 施設)	—
H24	就労	73 名(35 施設)	72 名(32 施設)	—
H25	就労	87 名(37 施設)	87 名(37 施設)	—
H26	就労	147 名(64 施設)	146 名(61 施設)	117 名(62 施設)
累計	就労	630 名	733 名	117 名
	就学	37 名	—	—

○埼玉県の状況（累計受入人数 24 名 受入施設数 6 施設）

年度	区分	フィリピン	インドネシア	ベトナム
H21	就学	4 名(1 施設)	—	—
H22	就学	2 名(1 施設)	—	—
H23	就労	2 名(1 施設)	2 名(1 施設)	—
H24	就労	4 名(1 施設)	3 名(1 施設)	—
H25	就労	—	2 名(1 施設)	—
H26	就労	—	—	5 名(1 施設)
累計	就労	6 名	7 名	5 名
	就学	6 名	—	—

地域医療体制の充実

要望先：内閣府・総務省・財務省・厚生労働省

県担当課：国保医療課・医療整備課・疾病対策課

非常に厳しい財政状況が続く地方公共団体において、県民の健康を支え県民の生命を守るには様々な課題がある。

医療提供体制の充実を計画的に進めるためには、その財源確保が課題である。また、事業実施に当たっては国庫補助や交付金制度を活用しているが、これらの制度が地域の実情に合わないなどの事例が発生している。

指定難病対策については、医療費助成の対象となる指定難病を選定する際は公平性・透明性を確保した上で実施すること、また、医療費助成に係る申請等手続が複雑化していることからその簡素化を図ることが求められている。

また、国民健康保険の保険者である市町村国保については、年齢構成が高く医療費水準が高いなど構造的な問題がある。

1 医療提供体制の整備に必要な財源の確保や制度の改善

厚生労働省

地域の実情に応じた医療提供体制の整備や医師確保、質の高い効率的な医療の提供を進めるため、地域における医療体制の充実に必要な財源を十分に確保すること。また、周産期医療・救急医療等の施設整備について、補助要件等の見直しや適債事業の範囲を拡大すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では急速な高齢化が見込まれている。高齢化の進展に合わせて医療ニーズも高まることから、医療を提供する医師、看護師などの医療従事者の確保・定着が大きな課題となっている。
- ・ 特に、産科、小児科、救急などの特定医療分野の医師不足等により、救急医療では、多数の搬送困難事案が発生しており、また周産期医療では新生児集中治療室（NICU）不足による県外医療機関への母体搬送件数が多くなっている。
- ・ 良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保等を目的として医療提供施設の運営費などの補助金等が交付されている。しかし、その交付額が本県の事業計画額を大幅に下回っているため、計画見直しや執行取り止めなどの影響が出ている。
- ・ また、国では救急医療や周産期医療などの医療体制を整備するために医師確保対策や施設・設備整備等を含めた多彩な補助制度を創設している。しかし、補助基準額が実態に合わないなど、事業者が十分に活用できていない補助制度も見受けられる。
- ・ さらに、本県で定めた第6次地域保健医療計画に沿って、救急医療や周産期医療の充実に向けた施設整備を計画しているが、これらの施設整備とその後の運営支援のための財源確保が平成28年度以降の大きな課題となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 都道府県が医療提供体制を確保するためには、医療機関がその機能を十分に発揮できるような財政支援が必要であることから、運営費や防災対策を含む施設設備整備、人材確保に係る補助金（交付金）については財源を十分に確保すること。

- ・ 地域医療介護総合確保基金については、都道府県が適切に当初予算に計上することができるように交付額の内示などの手続きを前倒しするとともに、対象事業を十分に実施できるような交付額を確保すること。
- ・ ドクターヘリ運航経費など、補助金・交付金などの算出方法を精査の上、実態に即して見直すとともに、補助（交付）対象事業の拡大や補助要件の緩和、補助率の改定などにより、救急、周産期、災害などの医療提供体制が早期に充実できるよう制度を改善すること。
- ・ 医療施設は公的資源としての性格を有しており、施設利用の便益も複数世代に及ぶことから、都道府県が行う民間法人等に対する施設整備補助事業も適債事業とし、世代間の負担の公平を図れるようにすること。

2 指定難病対策の推進

厚生労働省

医療費助成の対象となる指定難病の選定に際しては、良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いと認められる全ての難病を対象とするとともに、国の難病対策の改革に伴い複雑化している申請等の手続の簡素化を図ること。また、その際には、都道府県に過重な事務負担が生じていることを踏まえ、都道府県の事務負担の軽減が図られるよう制度の見直しに努めること。

◆現状・課題

- ・ 平成 27 年 7 月に予定される難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）の第二次実施の際には、医療費助成の対象となる指定難病数が 306 疾病に拡大することが見込まれている。
- ・ 平成 27 年 1 月の難病法の施行に伴い新たに実施している医療費助成制度は、患者が加入する医療保険や住民税の額等により提出する書類が異なるなど複雑な内容で、また、都道府県に確認・認定作業等の過重な事務負担が生じる内容となっている。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 医療費助成の対象となる指定難病の選定に際しては、対象となる指定難病数を 306 疾病に限定することなく、患者数や客観的な診断基準の有無等の難病定義の要件を満たす全ての疾病を対象に含めることを求める。
- ・ 難病法の施行に伴い新たに実施している医療費助成制度は、申請者にとっては申請する際の提出書類等が複雑で、また、都道府県にとっても確認・認定する作業の事務負担が過重な内容となっているため、手続の簡素化等を目的に制度の見直しに努めることを求める。

◆参考（国指定難病数の推移（見込み））

	平成 25 年度	平成 26 年度		平成 27 年度	
		4～12 月	1～3 月	4～6 月	7 月～
疾病数	56	110		306	

※ 平成 27 年 7 月の指定難病数の拡大時に増加する疾病数は、196 疾病と見込まれているのに対し、検討対象となる疾病数は 615 疾病となっている。そのため、医療費助成が必要な疾病のうち国の指定難病に選定される疾病はそのうちの一部に止まり、指定難病の選定から取り残される疾病が生じることを危惧するものである。

周産期母子医療センターの体制を充実・強化するため、医師・看護師の処遇改善及び確保に対する支援を実施すること。

また、周産期医療体制の充実を図るため、NICU等を設置するための施設・設備整備に対し、十分な助成をすること。

◆現状・課題

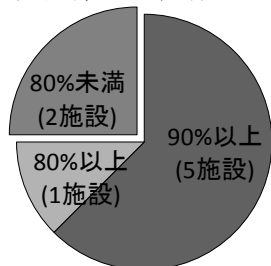
- ・ 本県では、出産年齢の高齢化が進行するなど、ハイリスク妊婦が増加傾向を示している。これに伴い、母体・新生児の救急搬送件数も年々増加しており、本県の周産期医療ニーズはますます高まっている。
- ・ 新生児集中治療室（NICU）の必要数は、国の周産期医療体制整備指針によると、出生1万人あたり25床から30床とされている。しかし、本県のNICUは必要数150床を大幅に下回る121床となっている。
- ・ 県内の周産期母子医療センターの病床利用率は平均93.4%とほぼ満床状態が続いており、勤務する医師・看護師等にとって大きな負担となっている。
- ・ 従来からの産科医・小児科医不足により十分な体制が確保できていないにもかかわらず、周産期母子医療センターでは業務が増大し、過酷な勤務体制になっている。その結果、疲弊した医師が退職し、NICUを休止せざるを得ない病院も出てきている。
- ・ 小児医療施設施設整備事業及び周産期医療施設施設整備事業については、医療機関の負担が大きいため、整備のインセンティブになっていない。
- ・ NICUの新設や大規模な増床を行う場合、あらかじめ看護師等スタッフを確保し、十分な研修を行う必要がある。しかし、財政的な負担が大きいことや、派遣研修の受入施設も少ないことから、新たにNICUを整備することが難しい状況にある。
- ・ 迅速な患者の搬送、受入れを行うためには広域的な連携体制を整備する必要があるが、整備を促進する助成制度がなく体制整備が進んでいない。

◆提案・要望の具体的な内容

- ・ 周産期母子医療センターへの補助金については、現在の赤字補てんから、各医療機関の業務実績を反映させる制度にするとともに、勤務する医師・看護師の処遇改善につながるような仕組みに改めること。
- ・ NICU等の整備に活用できる医療提供体制施設整備交付金及び医療提供体制推進事業費補助金については、補助基準額の見直し、補助対象施設の拡大などにより必要な施設・設備が整備しやすい制度に改めること。
- ・ 医師・看護師が不足している状況において、現行の都道府県ごとの周産期医療体制の充実に加えて、地域で安定的な体制が構築できるよう、都道府県間の連携など、広域的な対応に向けた具体的な方策について検討し、支援策を講ずること。

◆参考

○周産期母子医療センターの病床利用率（平成25年度実績）



病床利用率=年間延べ利用日数÷(365日×NICU数)

平成25年度医療提供体制推進事業に関する周産期医療体制調

○周産期母子医療センターの搬送受入件数

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
母体	985	984	1,094
新生児	922	1,019	1,068

各年度埼玉県周産期医療体制整備事業実施状況報告

結核病床を確保するため、結核病床の運営に必要な財政支援措置を講じること。

◆現状・課題

- ・ 結核患者の減少及び入院治療の短期化により、結核病床の利用率が低下している。
結核病床は空床利用が認められていないため、病床の運営が病院経営を圧迫しつつある。このため、結核病床を廃止する医療機関が出ており結核病床数は減少している。
- ・ 本県においては、平成 24 年に 20 床減少し、今後もさらなる結核病床の廃止が予想される。
- ・ このまま減少していくと、結核患者の集団発生に対応できなくなることや、新型インフルエンザのパンデミック時など他の感染症の流行時に結核病床の活用ができなくなることが懸念される。
- ・ 結核以外の感染症病床の空床は一般病床として利用可能であり、空床に対する運営費補助がある。したがって、結核病床についても同様の補助が認められるべきである。

○ 埼玉県における結核病床の利用状況

月	月末病床利用率
平成 26 年 4 月	39.8%
平成 26 年 5 月	42.1%
平成 26 年 6 月	45.0%
平成 26 年 7 月	38.0%
平成 26 年 8 月	37.4%
平成 26 年 9 月	36.8%
平成 26 年 10 月	39.8%
平成 26 年 11 月	36.8%
平成 26 年 12 月	28.1%

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 結核病床の運営が病院経営の圧迫にならないよう、空床に対する収入補助制度等、財政支援措置を講じること。

5 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄方法の見直し

厚生労働省

新型インフルエンザ対策として国、都道府県が行っている抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、効率的な備蓄制度を確立し、資源と財政の無駄を省くこと。

◆現状・課題

- ・ 新型インフルエンザ対策として、国は、国民の 45% (5,700 万人分) に相当する抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を目標としている。
- ・ 平成 25 年 3 月 11 日に示された国の通知では、国及び都道府県がそれぞれ 2,650 万人分、業界が流通備蓄で 400 万人分と分担して備蓄することとされている。
- ・ 本県でも、これに従い、平成 25 年度末現在タミフル及びリレンザを合わせて 163.82 万人分を備蓄しているところである。

備蓄目標量 (万人分)

	タミフル	リレンザ	計
国	2,120	530	2,650
都道府県	2,120	530	2,650
流通備蓄	320	80	400
計	4,560	1,140	5,700

本県の備蓄量 (万人分) (平成 27 年 3 月末現在)

	タミフル	リレンザ	計
埼玉県	133.9	29.92	163.82

- ・ しかし、備蓄のためには相当な財政負担が必要であり、本県でも、備蓄を開始した平成 18 年度からこれまでの間に累計の購入費が約 35 億 6 千万円に上っている。
- ・ 一方、備蓄薬は、業者との購入時の契約上、新型インフルエンザの発生時で市場に不足が生じた場合のみ、県が市場に流通させることにより使用できることとされている。
- ・ このため、新型インフルエンザが発生しないまま使用期限を経過した場合は、何ら活用することなく焼却により廃棄処分せざるを得ず、大きな資源及び財政の無駄が生じることとなる。
- ・ なお、薬の使用期限はこれまで 2 度延長され、現在、タミフル、リレンザとも 10 年となった。このため、平成 18 年度に購入したタミフルの平成 25 年度に予定された廃棄は免れたが、平成 28 年度には再び廃棄及び更新 (購入) が生じる。

◆提案・要望の具体的内容

抗インフルエンザウイルス薬の備蓄について、次のような方法を検討し、薬の有効利用及び財政負担軽減の点で、より効率的な備蓄制度を確立すること。

- ・ 備蓄薬の種類を増やし、各業者の流通備蓄とする
- ・ 完全な製品化をしない状態で業者が保管する
- ・ 廃棄ではなく医療従事者の予防投与用に活用する 等

子宮頸がん予防ワクチン接種による副反応症例として報告されている広範な慢性疼痛や運動障害などについて、因果関係の解明等を早急に行うこと。

◆現状・課題

- ・ 子宮頸がん予防ワクチンの予防接種については、接種後にワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛及び運動障害を訴える方が、多数報告されている。
- ・ このため、平成 25 年 6 月 14 日、厚生労働省は、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会の議論を受けて、定期予防接種としての積極的な接種勧奨を中止した。
- ・ しかし、引き続き厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会において検討が続けられているが、未だ因果関係は解明されていない。
- ・ 現在、接種希望者に対しては、有効性とリスクについて周知を図っているが、国民の健康と安全を守るため、ワクチン接種と副反応の因果関係の一刻も早い解明が求められている。
- ・ 本県でも、全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会埼玉支部が設立され、支援について相談が寄せられている。

(1) 全国の副反応報告の状況

資料：第 10 回厚生科学審議会副反応検討部会（平成 26 年 3 月末現在）

医療機関等からの副反応報告	うち「重篤な症例」の報告
2,475 件	617 件

(2) 埼玉県内における副反応報告件数

（平成 25 年 4 月～27 年 3 月、厚生労働省からフィードバックされたもののみ集計）

医療機関からの副反応報告	保護者からの発生した症状の報告	主な副反応
29 件	16 件	意識消失、発熱、痛み、しびれ、歩行障害、全身エリテマトーデス、全身の痛み、けいれん、震え

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種の副反応症例について十分な検証を行い、因果関係を解明するとともに、国民に対し速やかに分かりやすい情報提供を行うこと。
- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種との因果関係を否定できない健康被害に苦しんでいる方々に対して、早急に効果的な治療法を確立すること。
- ・ 子宮頸がん予防ワクチン接種と副反応の因果関係が明らかになった際には、速やかに国が責任を持って適切に補償すること。

医療保険制度間における公平に留意しながら国民健康保険全般について検討を行い、必要な財政上の措置を講ずること。

平成 30 年度から都道府県が国保の財政運営を担うに当たっては、都道府県に新たな負担を強いることなく保険者努力支援制度などを活用し、市町村の努力が自らに還元される仕組みを構築すること。

また、将来的には、国の責任のもとに、全ての医療保険制度における給付と負担の公平化を実現すること。

◆現状・課題

- ・ 市町村国保には、一人当たり医療費が高く、かつ所得の低い高齢者が多く、また、非正規就業者や無職者が多いといった構造的な問題が存在している。このため、医療給付が保険税収入を上回り多額の赤字（H25 年度法定外一般会計繰入：県全体で年間 296 億円）が生じている。
- ・ 市町村国保は危機的状況にある。県内 63 市町村を総計した平成 25 年度市町村国民健康保険の決算をみると、形式収支は全体で 246 億円の黒字となっている。しかし、その内容は、一般会計から 296 億円の支援を受け、前年度からの繰越金や基金からの繰入金を加えた結果であり、実質的には赤字である。
- ・ 改善のためには保険税の引上げという選択肢もあるが、前述のとおり高齢者を含む無職者の割合が高い状況では、既に被保険者の負担は限界である。市町村一般会計も厳しい状況の中で、そもそも法定外繰入れを行うことは一時的な赤字回避に過ぎず、国保会計を支援していくことは今後一層困難となる。
- ・ 平成 27 年 2 月に国と地方三団体の協議で示された「国民健康保険の見直しについて（議論のとりまとめ）」において、平成 29 年度以降、毎年全国で約 3,400 億の公費を国保に投入することなどが決定された。
- ・ これは現在の保険料総額の 1 割を超える規模であり、被保険者一人当たり約 1 万円の財政改善効果を持つ。しかし、これは現在の赤字解消には貢献するものの、今後増嵩する医療費には対応しきれない。
- ・ 平成 30 年度から都道府県が財政運営を担うに当たり、全国知事会は「国が将来にわたり、責任をもって医療費の増嵩に対応した都道府県への財政支援や保険料負担の軽減を行うこと」を法律上明記することを要請した。
- ・ ところが、平成 27 年 3 月通常国会に提出された改正法案の附則には「政府は、（中略）国民健康保険全般について必要な措置を講ずる」と記されたため、必要な措置には財政上の措置も含まれることを明確にする必要がある。
- ・ 全国知事会は、厚生労働省保険局長から「必要な措置」については「財政上の措置」の在り方も課題となり得るものとの回答を得た。
- ・ これを受け、全国知事会では厚生労働大臣に対して附則第 2 条第 2 項に基づき検討を加える際には「財政上の措置」も含むものとするを要請した。

◎持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案

附則第 2 条第 2 項 政府は、（中略）、国民健康保険の持続可能な運営を確保する観点から、当該取組の推進の状況も踏まえ、都道府県及び市町村の役割分担も含め、国民健康保険全般について、医療保険制度間における公平に留意しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 医療保険制度間の保険料水準格差を解消するための抜本見直しなどを含めて国民健康保険全般について検討を行うこと。また、平成 29 年度以降は毎年約 3,400 億円の公費投入が決まったが、今後の医療費増大に対応した財政措置の拡大が必要である。
- ・ 平成 30 年度から都道府県が国保の財政運営を担うに当たっては、都道府県に新たな負担を強いることなく保険者努力支援制度などを活用し、市町村の努力が自らに還元される仕組みを構築すること。
- ・ 将来的には、国の責任のもとに、全ての医療保険制度における給付と負担の公平化を実現すること。

8 後期高齢者医療制度の安定的な運営 【新規】

内閣府・総務省・財務省・厚生労働省

後期高齢者の保険料軽減特例の段階的縮小については、国の責任の下、急激な制度変更とならないように十分な配慮を行うとともに、実施に当たっては後期高齢者医療制度に混乱が生じないように周知徹底すること。

◆現状・課題

- ・ 後期高齢者医療制度は平成 20 年 4 月の開始時、制度の準備や周知不足などにより高齢者の理解を得ることができず批判が集中した。
- ・ これらに対応するため、国は低所得者の保険料軽減特例をはじめとして様々な改善策を打ち出し、現在では制度は十分に定着していると考えられている。
- ・ こうした中、世代間・世代内での負担の公平性の観点から国は低所得者に対する保険料軽減特例を段階的に縮小することを決定した。その実施に当たっては低所得者に配慮しつつ、平成 29 年度から原則的に政令本則に戻すとともに急激な負担増にならないようきめ細かな激変緩和措置を講ずるが、その具体的な内容については、今後検討し結論を得るとしている。
- ・ この特例縮小に当たっては、高齢者に対し改正の趣旨をわかりやすく十分に説明することにより制度に混乱が生じないようにする必要がある。

○保険料軽減特例

均等割

本則	特例	対象者数 (人)	割合 (%)
7 割軽減	9 割軽減	130,514	18.6
	8.5 割軽減	90,559	12.9

所得割

本則	特例	対象者数 (人)	割合 (%)
軽減なし	総所得金額 58 万円以下は 5 割軽減	60,087	8.6

被扶養者であった者

本則	特例	対象者数 (人)	割合 (%)
2 年間のみ均等割 5 割軽減	均等割 9 割軽減	64,455	9.2

※対象者数は埼玉県後期高齢者医療広域連合の平成 26 年度確定賦課ベース、割合は被保険者数に占める対象者数の割合

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 保険料軽減特例の縮小により低所得者の保険料が引き上げられる。このため、国の責任の下、急激な制度変更とならないよう、生活実態に十分配慮した激変緩和策を講ずること。
- ・ 制度開始時のような混乱が生じないよう、高齢者にも分かりやすく縮小の必要性や内容を広報し、周知徹底するなど丁寧な対応を行うこと。

医師・看護師確保対策の推進

要望先：文部科学省・厚生労働省

県担当課：保健医療政策課・医療整備課

本県は人口10万人当たりの医師数が著しく少ないことに加え、地域偏在や診療科偏在などにより、医師不足問題が深刻化している。また、全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。

これらを解決するために、医学部新設は有効な手段であるが、国は東北薬科大学1校に限り特例で認めただけであり、特例以外は認めていない。医師不足が顕著で今後も医療需要が増加する地域については、医学部新設の規制緩和が必要である。

また、在宅医療の体制整備などに対応するため、看護職の質的・量的確保も喫緊の課題となっている。

1 医学部の新設 【新規】

文部科学省・厚生労働省

医師数が著しく少ない地域については、医学部新設の対策を講じること。

◆現状・課題

- ・ 本県は人口10万人当たりの医師数が著しく少なく、医師不足問題が深刻化している。
- ・ また、全国最速で高齢化が進行し、医療需要の急増が見込まれるため、医師確保は喫緊の課題である。

○人口10万人当たり医師数 (平成24年12月31日現在)

	医師数		医師数
京都府	296.7人 (1位)	千葉県	172.7人 (45位)
徳島県	296.3人 (2位)	茨城県	167.0人 (46位)
東京都	295.7人 (3位)	埼玉県	148.2人 (47位)

○高齢者(75歳以上)人口の増加率 (単位：万人)

	2010年の人口	2025年の人口	増加率
埼玉県	58.9	117.7	+100% (1位)
千葉県	56.3	108.2	+92% (2位)
神奈川県	79.4	148.5	+87% (3位)

鹿児島県	25.4	29.5	+16% (45位)
島根県	11.9	13.7	+15% (46位)
山形県	18.1	20.7	+14% (47位)

○埼玉県の医療・介護ニーズの将来推計

入院患者数	2010年 / 4.6万人 → 2050年 / 8万人
外来患者数	2010年 / 37万人 → 2025年 / 41万人
要介護・要支援者	2010年 / 20万人 → 2050年 / 43万人

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 医師不足に対処するため、人口10万人当たりの医師数が著しく少なく、今後も医療需要が増加する地域については、医学部新設の対策を講じること。

年1回実施されている看護師国家試験について、回数を増やし年2回実施すること。

◆現状・課題

- ・ 急激な超少子高齢化に伴う医療需要の増大により、看護人材の確保が喫緊の課題になっている。病院従事者のみならず、訪問看護等の需要の増大が見込まれている。
- ・ 本県における看護師養成施設卒業者は年々増加しており、看護の高度化・専門分化等に対応し得る資質の高い看護師の養成を目指す看護大学は10校設置されている。
- ・ 養成数は増えているが、「第7次看護職員需給見通し」によると、本県の看護職員の需要は平成23年の55,548人から、平成27年には61,899人に増加が見込まれる一方、供給数は、平成23年の54,420人から平成27年には60,669人となる見込みで、供給が需要に追い付かない状況である。
- ・ 現在、都道府県で行う准看護師試験はブロック毎に試験日が異なるため、複数回の受験機会があるが、看護師国家試験の受験機会は年1回である。
- ・ 看護師国家試験は、9月修了の養成校があった時代は年2回であったが、平成2年から年1回となり、本県の受験者は毎年2,000人以上で合格率はこの3年間平均で約88%となっている。
- ・ 国家試験不合格者は、1年に複数回の受験機会があれば、モチベーションを下げることなく次回の受験に備えることができ、卒業後期間を開けずに資格を取得できる者が増え、看護師の量的確保に結びつく。受験機会を増やすことにより、人材不足を解消する必要がある。

○ 看護師国家試験合否状況(過去3年分)

上段：全国

下段：埼玉県

回数	総数(人)				新卒(人)				既卒(人)			
	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率	受験者数	合格者数	不合格者数	合格率
第103回	59,725	53,495	6,230	89.6%	53,492	50,846	2,646	95.1%	6,233	2,649	3,584	42.5%
H25年度	2,792	2,490	302	89.2%	2,474	2,349	125	94.9%	318	141	177	44.3%
第102回	56,530	50,224	6,306	88.8%	51,458	48,413	3,045	94.1%	5,259	5,072	187	96.4%
H24年度	2,540	2,233	307	87.9%	2,276	2,130	146	93.6%	264	103	161	39.0%
第101回	53,702	48,400	5,302	90.1%	49,336	46,928	2,408	95.1%	4,366	1,472	2,894	33.7%
H23年度	2,311	2,031	280	87.9%	2,078	1,955	123	94.1%	233	76	157	32.6%

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 看護師国家試験を春と秋の年2回実施とし、受験機会を拡大すること。

医薬品などの安全対策と献血の推進

要望先：厚生労働省

県担当課：薬務課・疾病対策課

深刻な社会問題となっている「危険ドラッグ」の対策については積極的な指導取締りにより県内の販売店舗が0になるなど一定の成果を得ている。

しかしながら、危険ドラッグは今後インターネット、デリバリーなど水面下で取引される懸念がある。そのため、指導取締りを継続するとともに、新たな乱用者を増やさないため全国的な啓発活動を強化する必要がある。

また、危険ドラッグは、従来大麻や覚醒剤よりも依存性が強いものもあると言われており、依存症者の回復支援に取り組むことも必要である。

1 危険ドラッグ対策について

厚生労働省

危険ドラッグ等の薬物依存症者への相談体制の充実・強化を図るため、民間薬物回復支援団体への財政的支援制度を新設すること。

危険ドラッグの指導取締りに役立つ簡易検査手法を開発し、都道府県に提供すること。

危険ドラッグの全国的な啓発活動を実施すること。

◆現状・課題

- 危険ドラッグに関する相談は保健所、精神保健福祉センター等で行っているが、相談件数は年々増加している。

県は、県内の薬物回復支援団体に薬物相談事業を委託しているが県内に1箇所しかなく、相談件数の増加による相談員への過重負担が生じている。

そこで、薬物等からの回復支援に係る相談体制の充実・強化を図るため、国による相談員の確保に要する経費への助成など財政的な支援が必要である。

- 危険ドラッグに違法薬物が含有されているかどうかの検査は、現在、埼玉県衛生研究所に検体を持ち込み、高度な検査機器を用い違法薬物の標準品と比較して実施しており、検査結果が出るまで時間がかかる。

そこで、迅速かつ効果的な指導取締りのため、国は指定薬物の簡易な検査手法を開発し、都道府県に提供する必要がある。

- 県では危険ドラッグに関する啓発活動（キャンペーンなど）を駅頭、スポーツイベントや地域のお祭り等にあわせて行っているが、地域を限った啓発活動とならざるを得ない。

そこで、国により、全国に訴求性の高い広報媒体を用いた効果的な広報啓発を強化する必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- 危険ドラッグ等の薬物からの回復支援に取り組む団体への相談員確保など運営に係る助成制度を新設すること。
- 指定薬物の検査方法について簡易な手法を開発し、都道府県に提供すること。
- 全国に訴求性の高い広報媒体を用いた広報啓発を実施すること。
(テレビCM、新聞広告など)

防犯対策の推進と捜査活動の強化

要望先：警察庁・総務省

県担当課：警務課・装備課

本県の刑法犯認知件数は、平成16年をピークに10年連続で減少した。県警察における街頭犯罪の抑止・検挙活動や県民主体の自主防犯活動団体によるパトロール等により一定の成果を上げたものの、平成26年の件数は全国ワースト4位であるなど高水準で発生しており、治安情勢は依然として厳しい。治安の回復傾向を定着させ、県民が安全で安心して暮らせる社会を実現するためには、警察活動を支える体制の強化が必要である。

1 警察官の増員と警察非常勤職員の拡充

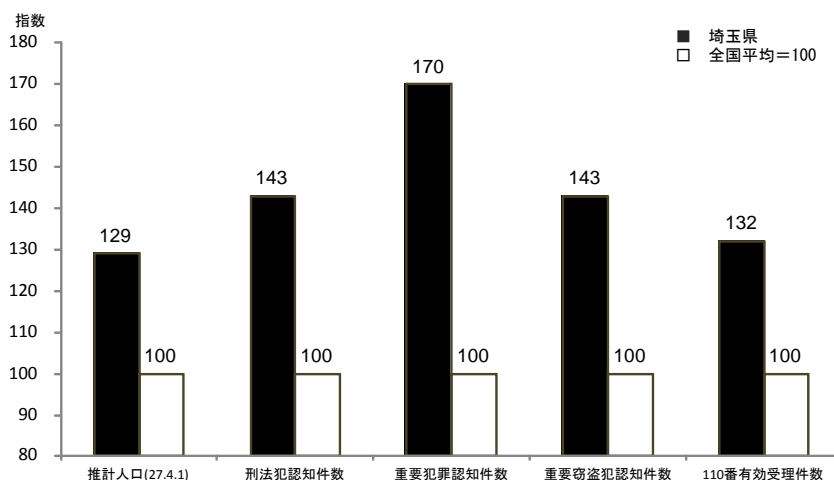
警察庁・総務省

本県警察官1人当たりの業務負担は極めて過重であることから、引き続き警察官を増員すること。また、警察官の業務を補完するための非常勤職員については、本県の治安情勢と警察官の重い業務負担を踏まえ、拡充配置のための財源を確保すること。

◆現状・課題

- 本県警察官1人当たりの業務負担は、人口が全国ワースト1位、刑法犯認知件数及び重要犯罪認知件数が全国ワースト2位、110番有効受理件数が全国ワースト4位であるなど、極めて過重な状況である。
- 治安の回復傾向を定着させていくためには、全国トップクラスにある警察官の業務負担を軽減する必要がある。
- また、非常勤職員は、地方財政計画で都道府県の規模に応じて財源措置されていることから、本県の治安情勢と警察官の重い業務負担を踏まえ、非常勤職員の拡充のため、同計画の見直しが必要である。

○警察官1人当たりの業務負担



	警察官定員(条例)		推計人口		刑法犯認知件数		重要犯罪認知件数		重要窃盗認知件数		110番有効受理件数	
	(H27.4.10)	全国順位	(H27.4.1)	全国順位	(H26中)	全国順位	(H26中)	全国順位	(H26中)	全国順位	(H26中)	全国順位
埼玉県	11,396人	7位	7,242,442人	5位	76,857件	4位	1,054件	3位	7,601件	5位	545,532件	5位
1人当たり負担	—	—	636人	1位	6.74件	2位	9.25件	2位	66.70件	8位	47.87件	4位
(全国平均)	—	—	(492人)	—	(4.70件)	—	(5.45件)	—	(46.70件)	—	(36.25件)	—

※ 重要犯罪・重要窃盗認知件数の負担は警察官100人当たり

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 本県警察官1人当たりの業務負担は極めて過重であることから、警察官を増員すること。
- ・ 本県の治安情勢と警察官の重い業務負担を踏まえ、警察官の業務を補完する非常勤職員の拡充配置のための財源を確保すること。

2 警察用車両の増強

警察庁

警察活動の機動力を確保し、多種多様な警察事象に迅速・的確に対応するため、警察用車両を増強すること。

◆現状・課題

- ・ 本県で保有する国費車両は、平成20年度以降195台が増強配備（うち捜査用車は135台）されている。
- ・ 平成27年度は、増加する特殊詐欺及びストーカー・DV事案等の対策として61人の警察官の増員措置がなされたが、車両の増強は措置されなかったことから、依然として捜査活動を強化するために必要な警察車両が不足する現状となっている。

○警察用車両（四輪車）の増強整備状況（年度別）

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
無線警ら車	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小型警ら車	4	7	0	0	0	0	0	0	11
被害者対策車	8	5	0	0	0	0	0	0	13
捜査用車	0	126	0	8	0	0	1	0	135
特殊車両等	0	9	1	0	5	12	9	2	38
計	12	147	1	8	5	12	10	2	197

※ 平成26年度増強は、高速道路延伸に伴う分駐隊用交通取締用車4台、交通事故処理車1台、ストーカーDV対策用車1台、更新済車両（庁用車）4台の計10台。

※ 平成27年度増強は、中型護送車2台を受け入れる予定。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 全国的に見て多く発生する各種犯罪に対し迅速・的確に対応するため、警察官の定員を踏まえた捜査用車両を増強すること。

交通安全対策の推進

要望先：警察庁・国土交通省

県担当課：交通規制課・道路環境課

本県における平成26年中の交通事故死者数は173人と、前年よりも7人減少したものの、高齢者、自転車及び交差点関連事故が依然として多く、憂慮すべき状況にあり、事故実態を踏まえた交通安全施設等の整備の推進が課題となっている。

安全で快適な道路交通環境を実現し、交通事故の根絶及び交通安全施設の充実を図るため、「県民が安全・安心して利用できる道路交通環境づくり」を強力に推進する必要がある。

1 交通安全施設等の整備

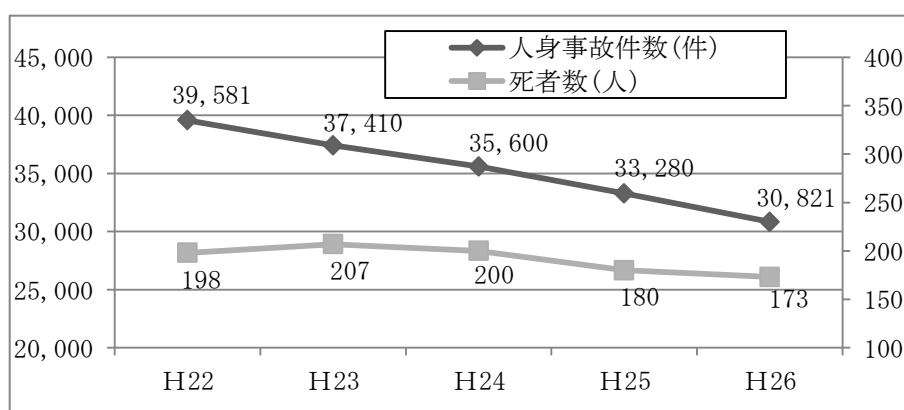
警察庁・国土交通省

交通事故防止を図り、特に歩行者、自転車にやさしい安全な道づくりが求められていることから、交差点の改良、通学路における歩道整備、自転車通行環境の整備、道路照明灯、信号機、道路標識及び道路標示など、交通安全施設等の整備に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 本県の人身交通事故は、最近5年間では平成22年をピークに減少傾向にあるが、平成26年の交通事故死者数は、全国ワースト5位と高水準であり、交通情勢は依然として厳しい状況である。
- ・ 交通事故の特徴として、交通事故死者数のうち高齢者の割合が、全体の約45%（前年比+2ポイント）を占めており、その中でも歩行中及び自転車乗用中の死亡事故の割合が約74%と高くなっている。

○埼玉県の交通事故の状況



◆提案・要望の具体的内容

- ・ 自転車と歩行者の通行環境の分離を基本とし、良好な自転車交通秩序の実現に向け、自転車通行環境を整備すること。
- ・ 交通死亡事故の約6割が、交差点及び交差点付近で発生していることから、交通事故の削減や交通渋滞の緩和を図るため、交差点の整備、信号機の設置、改良及び横断歩道の整備を進めること。
- ・ 県管理道路の歩道設置率は通学路で79.8%、全体でも72.0%であり、いまだ2割以上の通学路に歩道が整備されていない状況であることから、児童等の安全確保を図るため、歩道の整備を進めること。
- ・ 安全で快適な道路交通環境を確保するため、見やすく分かりやすい道路標識及び道路標示の整備を進めること。
- ・ 「ゾーン30」における生活道路30km/hの区域規制等の新規施策を強力に推進すること。

消費者被害の防止

要望先：内閣府・消費者庁

県担当課：消費生活課

平成 21 年度から地方消費者行政活性化基金を活用し、県民が消費者トラブルに遭わないこと、またトラブルとなった際、速やかに解決されることを目標に体制整備を進め、**全ての**市町村で週 4 日以上消費生活相談窓口が整うなど、埼玉県内の消費者行政は着実に進展している。

しかし、悪質商法による被害の相談は県内で約 5 万件と依然として多く、相談体制の整備や消費者への啓発など、なお一層、計画的に推進していく必要がある。

1 地方消費者行政活性化基金の用途拡大・活用期間の延長 【新規】

内閣府・消費者庁

計画的に消費者行政を推進するため、地方消費者行政活性化基金の活用用途の拡大及び活用期間を延長すること。

◆現状・課題

- 地方消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）を活用する以前の平成 20 年度は消費生活センターの要件である週 4 日以上消費生活相談窓口を開設していた市町村は 22 市町であった。現在、単独で窓口を設置する市町村のほか、複数市町村が窓口を相互に利用をする方式を含め、県内全ての 63 市町村において週 4 日以上消費生活相談窓口が整備されている。
- 基金の活用期間については、平成 26 年 2 月に消費者庁長官から基金の管理運営要領の改正通知が出され、これを受け、本県では平成 39 年度末まで活用期間を延長する条例改正を行ったばかりである。
- 基金の活用期間が大幅に延長され、県内消費者行政を計画的に推進しようとしていた矢先、平成 27 年 2 月消費者庁長官から通知があり、今までの基金から地方消費者行政推進交付金（以下「交付金」という。）による財政支援に切り替わることとされた。
- これにより、基金は新たな積み増しを行わず、活用期間が最大平成 29 年度末までとされるとともに、活用用途も大幅に制限された。
交付金の活用用途は従前の基金と同様とはいえ、単年度ごとの交付のため、計画的な消費者行政を推進していくことが困難となってしまった。
- 基金の活用用途は、どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備することを目的に消費者庁が平成 26 年 1 月に定めた「地方消費者行政強化作戦」の目標達成に限られている。

本県の場合、消費者安全法で定める消費生活センターを設置する場合に基金を活用できるのは、人口 5 万人以上の市のみであり、人口 5 万人未満の町村は活用できない。

◆提案・要望の具体的内容

- 消費生活センター設置のための取組に対しては、人口規模等に関わらず全ての市町村が基金を活用できるよう用途を拡大すること。
- 計画的な消費者行政の推進を図るために、これまで造成した基金を有効に活用できるよう平成 39 年度末まで基金の活用期限を延長すること。

安全な水の安定的な供給

要望先：財務省・厚生労働省・国土交通省

県担当課：土地水政策課・生活衛生課・河川砂防課
水道企画課・水道管理課

ハッ場ダム等の水資源開発施設は安定的な水資源を確保するための重要な施設である。

また、水道事業は給水人口や水道料金収入が頭打ちとなる中で、将来、施設の耐震化や老朽化による更新に多額の費用が見込まれる。

このため、将来にわたり安全な水を安定的に供給していくには、建設中のダム等水資源開発施設の早期完成と県負担の軽減、水道施設更新費用の財源確保や、雑用水の利用の推進が必要である。

1 ダム等水資源開発施設の早期完成

国土交通省

建設中のダム等水資源開発施設について早期の完成を図ること。

◆現状・課題

- ・ 本県が取得している水利権のうち約3割は暫定水利権であるが、暫定水利権は渇水時には安定水利権よりも厳しい取水制限が行われる。
- ・ 暫定水利権の安定化については、水資源開発施設の完成が必要不可欠である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 暫定水利権を早期に安定化するため、建設中の水資源開発施設の早期完成が必要であり、ハッ場ダムを含めた水資源開発施設の整備を進めること。
- ・ また、現在検証作業中の思川開発については、早期に検証作業を終結させ工事を再開させること。

2 ダム等水資源開発施設建設事業費の負担軽減

財務省・厚生労働省・国土交通省

ダム等水資源開発施設建設に係る事業費の増加を理由とする新たな負担の増加を行わないこと。また、事業費の減額が図られるよう徹底したコスト縮減などにより負担の軽減を行うこと。

◆現状・課題

- ・ ダム等水資源開発施設建設事業費は、検証に伴う工事中断による工期の延長や事業内容の見直しにより増加傾向にあり、県財政を圧迫している。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 今後、新たな負担額の増加を行わないこと。
- ・ 水資源開発施設に係る国庫補助金について、要望額に対して不足が生じないように予算措置を講じること。
- ・ 工事の執行段階において入札制度の改善や新工法の採用などの徹底したコスト縮減により事業費減額を図ること。
- ・ 国と県の負担割合の見直しを行うことなどにより、負担の軽減を行うこと。

3 水源地域整備事業の推進

財務省・国土交通省

水源地域整備計画に位置付けられた事業の推進に必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 事業計画策定時に予定していた国庫補助制度や地方交付税措置の改廃により、下流受益者の負担増を招いているため、国による財源確保が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 水源地域整備事業を円滑に推進するために、水源地域整備計画に位置付けられた各種国庫補助等については、確実に予算措置を講じること。
- ・ 今後、国庫補助等を見直す場合は、下流受益者の負担増を招くことがないように、国において財政措置を講じること。

4 老朽水道施設に対する財政支援の拡充

厚生労働省

今後大幅に事業費の増加が見込まれる老朽水道施設の更新事業に対する財政支援の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・ 老朽施設の更新対策の遅れは、事故や故障に繋がり給水停止のおそれもあり、県民生活に与える影響は多大である。
- ・ 水道事業は、給水収益が減少傾向を示す中で、給水システムの中核的な役割を果たす老朽化した水道施設の多額な更新費用が経営を圧迫しているため、財源の確保が課題となっている。

○水道事業の全国共通指標

水道事業ガイドライン 業務指標 (P I)

平成 20 年度 埼玉県上水道 (市町村) 全体の「経年化設備率」 57.3%

平成 25 年度 埼玉県営水道の「経年化設備率」 54.0%

※半数以上の設備機器が耐用年数を超えている。

- 石綿セメント管の残存率
平成 24 年度 2.5% (全国平均 1.0% 全国ワースト 6 位)
平成 25 年度 2.1%
※石綿セメント管更新事業は平成 23 年度で廃止された。

- 交付金制度
水道管路耐震化等推進事業
交付対象：耐震化を目的とした老朽管の更新（交付率 1 / 2、1 / 3、1 / 4）。
（老朽設備、石綿セメント管の更新は対象外）

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 『水道管路耐震化等推進事業』の採択基準に「老朽設備更新事業」を加えるとともに、「老朽管更新事業」の対象施設に「石綿セメント管」を加えること。

5 雑用水利用の推進

国土交通省

水の有効利用を促進するため、雑用水利用に係る法制度を整備するとともに、雑用水利用施設設置者に対する財政支援の拡充を図ること。

◆現状・課題

- ・ 水の有効利用を促進し、渇水に強い社会を構築するための方策として、ダム等の水資源開発施設の活用のほかに日常生活における節水や雨水、下水道の処理水などの雑用水の有効利用がある。
- ・ 平成 26 年には雨水の利用の推進に関する法律等が施行されたが、雑用水の利用推進を図るためには処理施設設置者に対する助成・支援制度の充実強化が必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 引き続き、雑用水利用に係る法制度の整備と財政支援を拡充すること。

住まいの安心・安全の確保

要望先：国土交通省

県担当課：住宅課

住宅は、健康で文化的な県民生活にとって不可欠な基盤である。その住宅を取り巻く社会・経済情勢は、少子高齢化の進行、今後の人口や世帯数の減少などを背景に変化しつつある。とりわけ、良質な住宅の供給や居住の安定の確保にかかる状況は大きく変化している。

このような状況に対応するため、従来の法や制度の枠を超えた住宅施策を、本県の特性を考慮し効果的に展開する必要がある。

1 空き家を含めた中古住宅流通促進に向けた対策の推進 【新規】

国土交通省

空き家を含めた中古住宅の流通を促進するため中古住宅の購入者に対し各種税制・金利優遇を更に充実させること。

また、利活用可能な空き家となっている中古住宅の所有者に対して、その住宅を流通市場に提供させることに導くため、各種税制の見直しや指導・助言・勧告などを可能とする新たな措置を講じること。

◆現状・課題

【住宅ストックと空き家の現状】

- ・ 本県の住宅ストックは世帯数 292 万世帯を上回る約 327 万戸である。
- ・ 新築住宅は年間約 5.8 万戸供給される一方で滅失は年間約 5 千戸にとどまり住宅ストックは年々増加している。
- ・ 平成 25 年の本県の空き家は、空き家率で 10.9%、戸数では約 35 万 5 千戸であり、今後も増加が予測される。
- ・ 全国と比較すると空き家率では第 44 位の状況であるが、空き家の戸数では第 8 位と上位に位置している。
- ・ 特に、利用目的の定まっていない空き家については、平成 25 年は 11 万 2 千戸と平成 20 年から 1 万 4 千戸の増加となっていることに加え、空き家全数の 31%を占めている。

【課題】

- ・ 利活用可能な空き家が多数存在しており今後も増える状況にある。
- ・ このような空き家を放置すると管理の状況によっては、外部に悪影響を与える空き家となるおそれもあることから、中古住宅の流通を促進していく仕組みが必要である。
- ・ 特に、長い間放置されている利活用可能な空き家となっている中古住宅の所有者に対しては、その住宅を住宅市場に提供させることに導く新たな仕組みづくりが必要である。

公営住宅の建替えに伴う団地の集約化や廃止を計画的かつ円滑に行うため、公営住宅法第2条第15号の「現地要件」を緩和し、非現地で法定建替事業が行えるよう法改正を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 本県では、老朽化した小規模な団地が数多くある一方で、少子高齢化の進展に伴い世帯数減少が見込まれることから、住宅ストックをいかに再編整備していくかが課題となっている。
- ・ 老朽化した小規模団地は、世帯数の減少とともにコンパクトなまちづくりや維持管理費削減の観点から、用途の廃止や中規模・大規模団地の建替えに合わせて集約化を推進する必要がある。
- ・ しかし、現状では、法定建替えでなければ、入居者に対して法に基づく明け渡し請求を行うことができず、計画的な廃止や集約化といった再編整備ができない。
- ・ 厳しい財政状況の中で、再編整備を効果的かつ効率よく推進するためには、任意建替えでなく法定建替えとして事業を実施することが必要である。

危機管理・防災体制の強化

要望先：消防庁・文部科学省・農林水産省

県担当課：危機管理課・消防防災課・畜産安全課

国の中央防災会議は、最新の科学的知見に基づき東日本大震災の教訓を踏まえた首都直下地震対策について検討している。

また、大規模地震などの災害に備え、公共施設をはじめ社会基盤の耐震対策や消防体制の充実・強化など県民の生命財産を守る施策を講じることが急務となっている。

1 消防団の充実・強化に対する支援 【新規】

消防庁

消防団の充実・強化を図るため、県が行う加入促進等に関する事業に対し財政措置を行うこと。

◆現状・課題

- ・ 平成 25 年 12 月 13 日に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」が公布・施行された。法第 9 条において地方公共団体は消防団への積極的な加入が促進されるよう意識の啓発を図るため必要な措置を講ずるよう求められている。
- ・ 平成 26 年 7 月には第 27 次消防審議会中間答申を踏まえ、消防庁長官から消防団の更なる充実強化のため、都道府県は「地域における消防団活動に対する理解の促進」に早急に取り組むべきとされている。
- ・ 本県では、平成 27 年度新規事業において消防団活動の広報を強化し、消防団員の加入促進、ひいては地域防災力の充実強化を図ることとしている。
- ・ 県分の普通交付税においては、根拠法令を消防組織法とする「消防思想の普及宣伝」が包括算定基礎として算定されているが、新たな法律に基づき都道府県が実施する消防団の加入促進に関する事業に対し交付税措置がされていない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律に基づき、都道府県が実施する消防団の加入促進等に関する事業に対し、交付税措置を行うこと。

◆参考（埼玉県の新規事業名および予算額）

女性の力で地域防災力充実強化費 5,081 千円

消防防災施設や緊急消防援助隊設備の拡充を図るため、必要な財源を確保すること。

特に、大規模災害時の消防の広域応援活動に有効な設備（支援車Ⅰ型など）の整備に必要な財源を確保すること。

また、消防防災施設整備費補助及び緊急消防援助隊設備整備費補助の交付先の決定に当たっては、地域の実情を的確に反映し、一層効果的な消防力の向上を図るため、都道府県が交付先の選定を行うよう制度を見直すこと。

◆現状・課題

- ・ 東日本大震災の発生を受けて、消防防災関係施設・設備の重要性が改めて認識されている。消防本部ではいかなる災害にも対応できるように、施設・設備の更新、拡充を進めているが、その整備には多額の経費を要する。国庫補助制度の拡充や国の調達による無償制度の充実など、国の財政支援策が必要である。
- ・ 国では緊急消防援助隊の大幅な増隊を求めている。多数の部隊が出動する場合には出動部隊の生活全般を支援する役割を担う緊急消防援助隊車両（支援車Ⅰ型）が必要である。県内の消防本部には5台配備されているが、部隊増隊を進めるためには更なる配備が必要である。
- ・ 消防防災施設整備費補助制度及び緊急消防援助隊設備整備費補助制度は、申請・交付事務を県が担っているが、交付先を選定できないため、県が把握している地域の実情を反映できない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 地方公共団体の消防防災施設の整備の促進を目的とする消防防災施設整備費補助制度及び緊急消防援助隊の設備の整備を図る緊急消防援助隊設備整備費補助制度を拡充するための財源を確保すること。
- ・ 緊急消防援助隊設備整備費補助制度のうち、特に緊急消防援助隊車両（支援車Ⅰ型）については1台5千万円以上と高額であることから、補助金財源の確保や国有財産の無償使用制度の充実を図ること。
- ・ 消防防災施設整備費補助及び緊急消防援助隊設備整備費補助については、県内の消防本部の実情を最も把握、理解している都道府県が消防の広域化や各消防本部の実情を踏まえて補助金交付先を選定することによって、一層効果的な消防力の向上を図ることができる。このため、都道府県が交付先の選定を行うよう、補助制度の見直しを行うこと。

3 地震に関する調査研究の推進

文部科学省

国は、基礎的な調査研究を含め関東近郊における地震調査研究をより一層推進するとともに、こうした研究の成果を基に地方自治体の地震対策に活用できるように地震対策に関する施策の活用までの一連の情報を一体的・一元的に管理・提供する仕組みを構築すること。

◆現状・課題

- ・ 複雑なプレートで構成されている地殻構造の解明や活断層調査などにより、関東近郊における地震発生メカニズムの解明が必要である。メカニズムの解明には、地震計や最新の観測システムによる観測など、基礎的な調査研究を進めることが重要である。
- ・ 調査研究の成果から地震対策施策への活用までの一連の情報は一体的・一元的に管理されていない。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 国は、基礎的な調査研究を含め関東近郊における地震動予測、長周期地震動等の地震調査研究をより一層推進すること。
- ・ 地方自治体の地震対策に活用できるように地震調査研究の成果から地震対策に関する施策の活用までの一連の情報を一体的・一元的に管理・提供する仕組みを構築すること。

4 国における移動式レンダリング装置（死亡家畜処理用装置）の配備

農林水産省

口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、移動式レンダリング装置（死亡家畜処理用装置）を国に複数配備すること。

◆現状・課題

- ・ 家畜伝染病予防法により、口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、畜産農家は自ら殺処分された家畜の埋却用地を準備することが義務付けられている。
- ・ 埋却用地の確保に努める一方で、結果として埋却用地が不足する場合には、代替手段として国が開発した移動式レンダリング装置を用いて、死体を破砕し、加熱により病原体を死滅させた後に焼却する方法が最善と考えられる。
- ・ しかし、本装置の価格は約1億円であり、県独自で配備することは維持・管理を含めると財政的に大きな負担となるため極めて困難である。
- ・ また、埋却用地の不足や移動式レンダリング装置の購入に係る課題は、全国に共通するものである。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 口蹄疫等の家畜伝染病発生に備え、移動式レンダリング装置を全国複数個所に配備すること。

震災に強いまちづくり

要望先：財務省・国土交通省

県担当課：都市計画課

大規模地震などによる被害を最小限に食い止め、県民の生命と財産を守るため、宅地の耐震化を推進する必要がある。

1 宅地耐震化の推進

財務省・国土交通省

盛土造成地等の耐震化や宅地の液状化に対する財政支援の拡充を図るとともに、住宅税制との連携や(独)住宅金融支援機構による融資制度の創設などにより、住民負担の軽減を図ること。

◆現状・課題

- ・ 平成7年阪神淡路大震災や平成16年新潟県中越地震では、大規模に盛土された造成地が崩落し、多数の住宅流出等の被害が発生した。
- ・ 国は大地震等における大規模盛土の崩落被害を軽減するため、平成18年度に宅地耐震化推進事業を創設し、都道府県や政令市等に対し、大規模盛土マップの作成及び公表、抽出した大規模盛土の変動予測調査、滑動崩落防止工事の促進を図っている。
- ・ 本県においては、調査対象41市町村(政令市、中核市、特例市、高低差のない市町村を除く)において738箇所、面積約570k㎡の大規模盛土を抽出しマップを公表した。
- ・ また、さいたま市、川口市、熊谷市においても大規模盛土マップを公表した。
- ・ 国は、平成28年度までに大規模盛土マップの公表率約50%を目標に掲げており、公表率100%の東京都、鳥取県に続き、平成27年1月1日現在の本県の公表率は69.8%(44/63市町村)と全国第3位である。
- ・ しかし、現行制度における滑動崩落防止工事に対する交付金対象は、一定の住宅戸数が存在する大規模盛土の崩落により国県道や鉄道などに被災が生じる場合など非常に限定されているとともに、その国費充当率は原則、1/4であることから残り3/4を土地所有者や地方公共団体で負担することになる。
- ・ このため、滑動崩落防止工事に先立つ大規模盛土の変動予測調査についても、市町村及び住民等の理解を得ることが難しい。
- ・ また、宅地の液状化対策について、平成25年度から宅地耐震化推進事業を拡充し交付金対象とされることとなったが、民地の液状化対策工事は直接財政支援されないため土地所有者の費用負担が重く、市町村及び住民等の理解を得ることが難しい。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 住民等や地方公共団体の負担を軽減し、事業の進捗を図るため、財政支援を拡充すること。
- ・ 住宅税制との連携や(独)住宅金融支援機構による融資制度の創設などにより、住民負担の軽減を図ること。

治水・治山対策の推進

要望先：国土交通省

県担当課：河川砂防課・水辺再生課・都市計画課

近年、地球温暖化との関連も指摘される集中豪雨が急増しているほか、都市化の進展による自然の洪水調節能力の低下やがけ崩れのおそれのある地域の増加など、水害や土砂災害の危険性が增大している。

このため、首都圏氾濫区域堤防強化対策など治水・治山対策の推進が急務である。

1 治水・土砂災害対策の推進

国土交通省

水害や土砂災害の危険から県民の尊い人命を守り、災害に強い県土づくりを進めるため、治水・土砂災害対策を強力に進めるとともに、必要な財源を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 本県は利根川、江戸川、荒川といった国が管理する大河川に囲まれており、これらの河川が一度氾濫すると甚大な被害が発生することとなる。
- ・ 県が管理する河川の改修率は平成26年度末で60.5%であり、厳しい財政状況もあり未だ多くの地域で近年多発する豪雨等に対応できていない状況にある。
- ・ また、本県には4,000箇所以上の土砂災害危険箇所があり、そのうち保全家屋が多くあるなど優先的に整備を進めようとしている要整備箇所1,440箇所においても整備率は12.6%と依然低い状況にある。
- ・ このような状況から本県の治水・土砂災害対策を強力に進める必要がある。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 利根川・荒川等の直轄治水事業を推進すること。
 - 基幹となる河川の整備
 - ・ 首都圏氾濫区域堤防強化対策（利根川、江戸川）の推進
 - ・ 高規格堤防整備事業の推進
 - ・ さいたま築堤（荒川）、総合治水対策特定河川改修（中川・綾瀬川）の推進
 - ・ ハッ場ダム建設事業の推進
 - ・ 首都圏外郭放水路の延伸
- ・ 県が実施する以下の事業に必要な財源を確保すること。
 - 中小河川の整備
 - ・ 総合治水特定河川の整備促進（中川綾瀬川流域、新河岸川流域）
 - ・ 広域河川の整備促進（鴻沼川、芝川、市野川等）
 - ・ 調節池の整備促進（芝川第一調節池等）
 - 土砂災害防止対策
 - ・ 砂防事業（越生町黒岩等）、地すべり対策事業（東秩父村上の山地区等）、急傾斜地崩壊対策事業（秩父市川俣地区等）など
 - ・ 土砂災害防止法に基づく区域指定
 - 流域貯留浸透施設の整備
 - 排水機場等の大規模河川管理施設の更新
 - 施設機能向上事業（社会資本総合整備）の推進（伝右川）

2 下水道雨水管きよ等整備に対する支援の強化

国土交通省

ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民を守るため、市町村が行う公共下水道の雨水管きよ等整備に係る交付金の要望に対して必要な所要額を確保すること。

◆現状・課題

- ・ 近年、各地でゲリラ豪雨や集中豪雨が発生し、県内においても床上浸水、床下浸水の被害が発生している。
- ・ 本県の公共下水道雨水管きよ等整備率（雨水管きよ等整備面積／全体計画面積）は、約25%と低く、早急な公共下水道の雨水管きよ等の整備が求められている。
- ・ 雨水管きよ等整備は公費が原則であるが、各市町村の財政負担が厳しい状況にあるため単独費による整備は困難な状況である。

◆提案・要望の具体的内容

- ・ ゲリラ豪雨や集中豪雨から住民の尊い人命を守るため、公共下水道の雨水管きよ等の整備に係る事業の国費について、各市町村の要望に対して必要な所要額を確保すること。

3 不法係留船対策の推進

国土交通省

他の船舶の航行の支障となり、洪水時には橋脚等を損傷する危険性の高い不法係留船への対策を推進するため、船舶所有者に保管場所の確保を義務付ける制度や不法係留船の処分等を円滑に実施できる制度を創設すること。

◆現状・課題

- ・ 本県では、河川マリーナを整備するとともに、新芝川、芝川において不法係留船舶等に対する行政代執行を実施し、また平成20年3月25日には「埼玉県船舶の放置防止に関する条例」を制定して放置船舶等の移動も実施してきた。しかし、県内を流れる中川及び荒川（いずれも直轄区間）並びに大場川には、未だ200隻を超える不法係留船が存在し、これら不法係留船の放置船舶化も懸念される。
- ・ 現在、河川における不法係留船の排除は、所有者が判明している船舶の場合には行政代執行法に基づき処理することとなるが、代執行に至るまでの手続きが煩雑である。
- ・ 行政代執行法には、代執行後の物件の保管や処分についての規定がないことから、新たな制度の創設が必要である。
- ・ 所有者が判明している船舶に対しても、簡易な手続きで撤去及び撤去後の措置が実施できる制度も必要である。

◆提案・要望の具体的内容

- (1) 保管場所の確保を義務付ける制度の創設
 - ・ 不法係留船の発生を抑止するため、自動車のように適正な保管場所を予め確保することを義務付ける制度を創設すること。
- (2) 廃棄船舶及び放置船舶に係る制度の創設
 - ・ 撤去後の船舶の廃棄に関する費用についても所有者等に負担させること。
 - ・ 災害等の緊急時における放置船舶の排除について、円滑な対応を可能とすること。
 - ・ 小型船舶操縦士免許についても、道路交通法における自動車の停車・駐車に関する違反点数の規定に対応する制度を創設すること。
 - ・ 不法係留船等の所有者調査を容易にするため、日本小型船舶検査機構が発行する登録事項証明書の申請手数料を無料化すること。